

(総括編)

I 一般廃棄物処理事業の概要

1 一般廃棄物処理事業の概要

(1) 市町村及び一部事務組合

ア 令和5年10月1日現在の県内の市町村数は、19市13町1村の計33市町村である。行政区域内の人口は約923万人であり、面積は約2,416.3km²である(表1-1)。令和4年度同期に比べ、人口は約0.033%(3,081人)の減少となっている。全国に占める割合でみると、人口は約7.4%、面積は約0.6%である。

表1-1 行政区域人口等総括表

項 目	面 積 (km ²)	人 口 (人)	世 帯 数 (世帯)
市 部 小 計	1,810.0 (74.9)	8,948,152 (96.9)	4,228,632 (97.2)
郡 部 小 計	606.3 (25.1)	284,561 (3.1)	123,711 (2.8)
県 合 計	2,416.3 (100.0)	9,232,713 (100.0)	4,352,343 (100.0)

(注) 1.()内は、構成比の百分率である。

2.人口及び世帯数は、神奈川県人口統計調査結果(国勢調査結果に基づく推計値)による。

なお、人口には逗子市における米軍住宅地の収集人口(3,000人)を含む。

イ 一般廃棄物処理事業を行う一部事務組合(地方自治法第284条第1項に基づく特別地方公共団体)は、表1-2のとおりである。なお、厚木愛甲環境施設組合については、「一般廃棄物処理施設の設置」が事務内容となっており、一般廃棄物処理についての実績はない。

表1-2 一部事務組合事務内容総括表

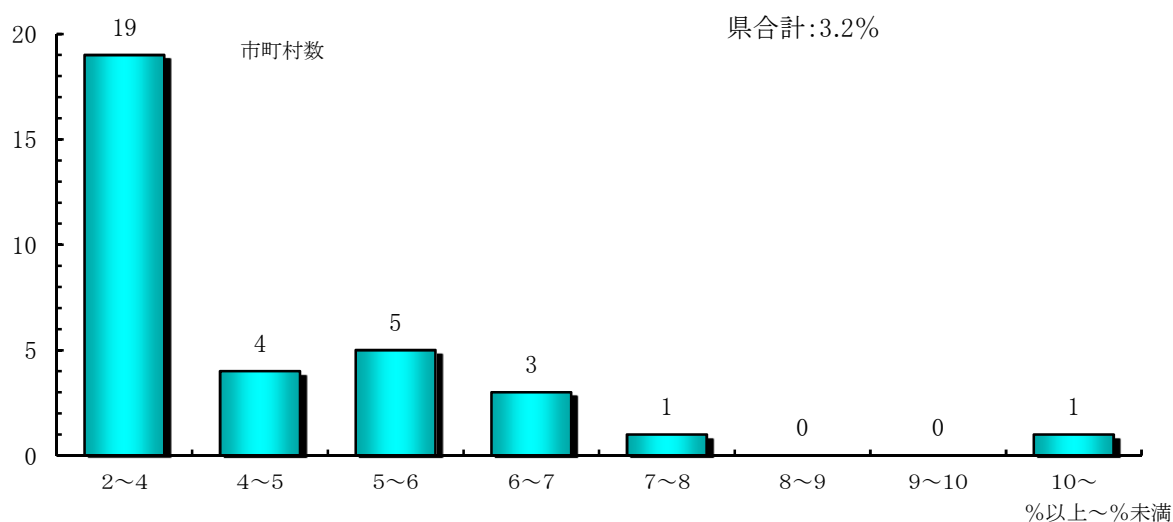
一部事務組合名	構成市町村名	事 務 内 容					備考
		ご み		し 尿		その他	
		収集運搬	中間処理 最終処分	収集運搬	中間処理 最終処分		
秦野市伊勢原市 環 境 衛 生 組 合	秦野市、伊勢原市		○			○	
高 座 清 掃 施 設 組 合	海老名市、座間市、 綾瀬市		○		○	○	
足柄上衛生組合	南足柄市、中井町、 大井町、松田町、 山北町、開成町				○	○	
湯河原町真鶴町 衛 生 組 合	真鶴町、湯河原町		○				
足 柄 東 部 清 掃 組 合	中井町、大井町、 松田町		○				
足 柄 西 部 清 掃 組 合	山北町、開成町		○				
厚 木 愛 甲 環 境 施 設 組 合	厚木市、愛川町、 清川村		〔 ○ 〕				一般廃棄物処理 施設の設置

(2) 一般廃棄物処理事業経費

ア 概要

- (ア) 令和5年度の県内全市町村の一般会計総決算額は、約4兆4,046億円である。このうち、一般廃棄物処理事業経費総額(起債償還額を除く)は、約1,423億円であり、一般会計総決算額の3.2%を占めている(pp.32-33参照)。市町村における一般会計総決算額に占める一般廃棄物処理事業経費割合の分布を示すと図1-1のとおりとなる。

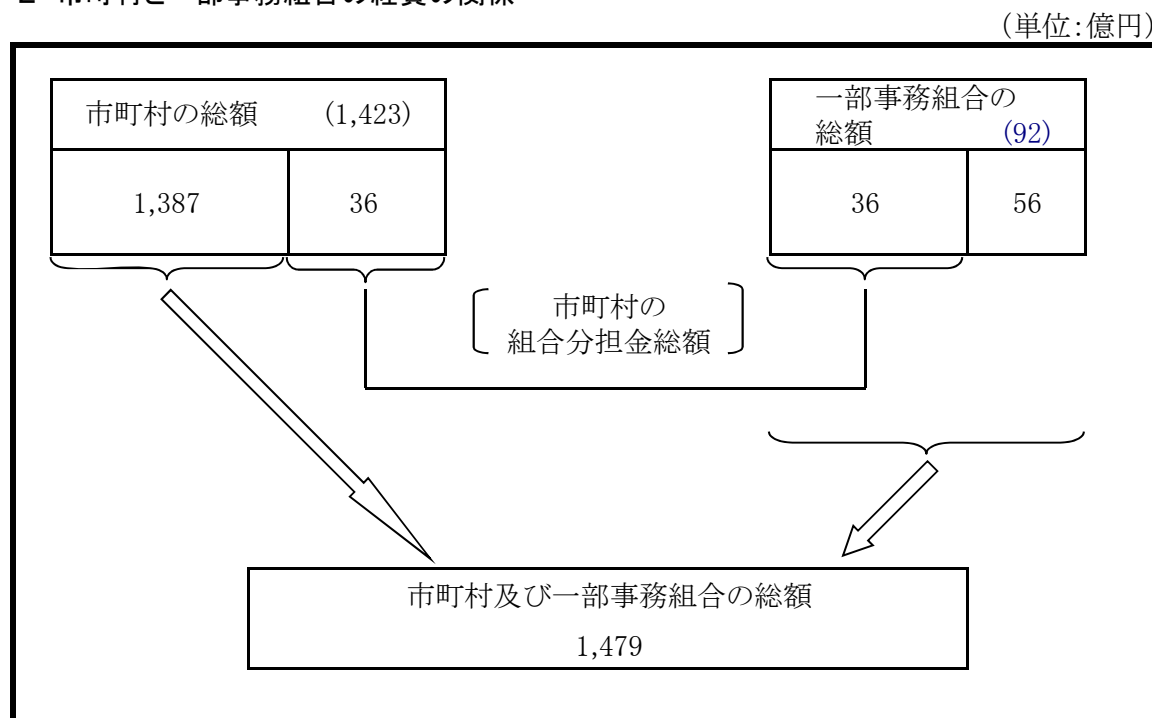
図1-1 市町村一般会計総決算額に占める一般廃棄物処理事業経費割合分布図



- (イ) 市町村及び一部事務組合の一般廃棄物処理事業経費総額(起債償還額を除く)は、約1,479億円であり、その内訳は図1-2、1-3のとおりである(pp.32-33参照)。経費の割合については、ごみ処理経費が95.8%を占めている。

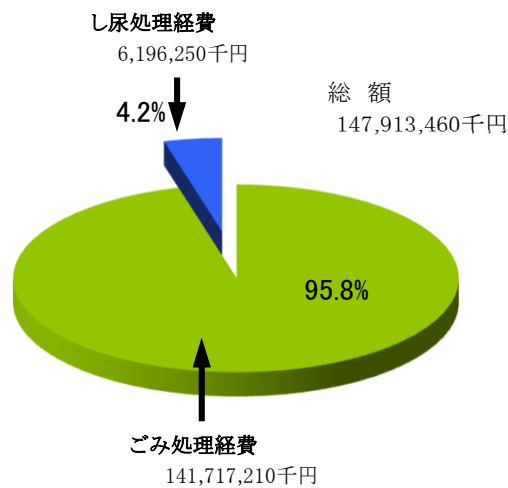
なお、一般廃棄物処理事業経費総額を単純平均すると、県民1人当たり16,021円、1世帯当たり33,985円である。

図1-2 市町村と一部事務組合の経費の関係



(注) 市町村及び一部事務組合の総額 = 市町村の総額 + 一部事務組合の総額 - 市町村の組合分担金の総額

図1-3 一般廃棄物処理事業経費総括図



(参考)

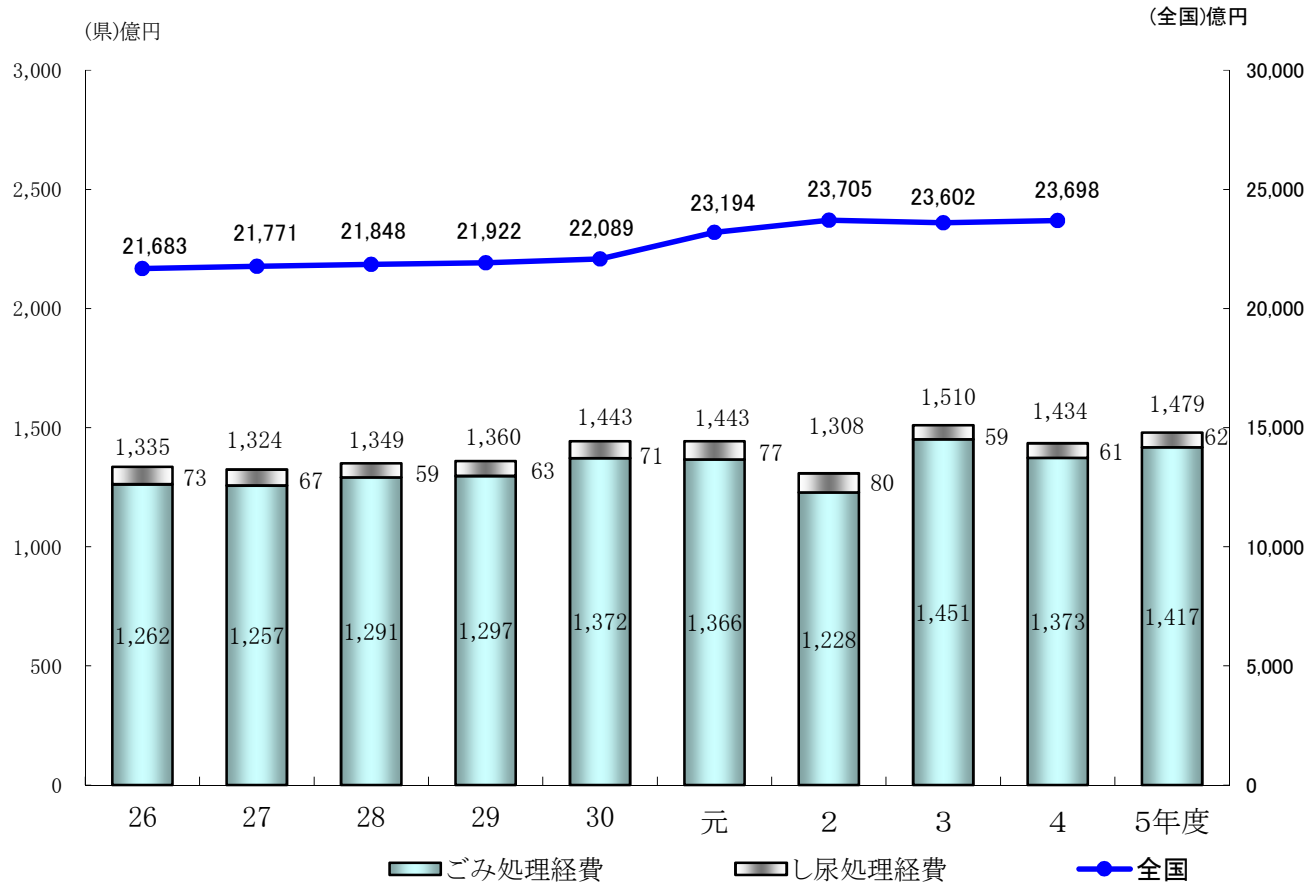
令和4年度全国総額 2兆3,698億円
(単位:億円)

項 目	経 費	合 計
ご み	21,519 (90.8%)	23,698 (100.0%)
し 尿	2,179 (9.2%)	

以下、全国の数値は、『日本の廃棄物処理
(令和4年度版)』(環境省環境再生・資源循環
局 廃棄物適正処理推進課)による。

(ウ) 一般廃棄物処理事業経費総額の推移は、図1-4のとおりである。

図1-4 一般廃棄物処理事業経費総額経年変化図



イ 歳出

建設・改良費、処理及び維持管理費、その他経費の経費別の内訳は、表1-3のとおりである。

表1-3 一般廃棄物処理事業経費区分別内訳表

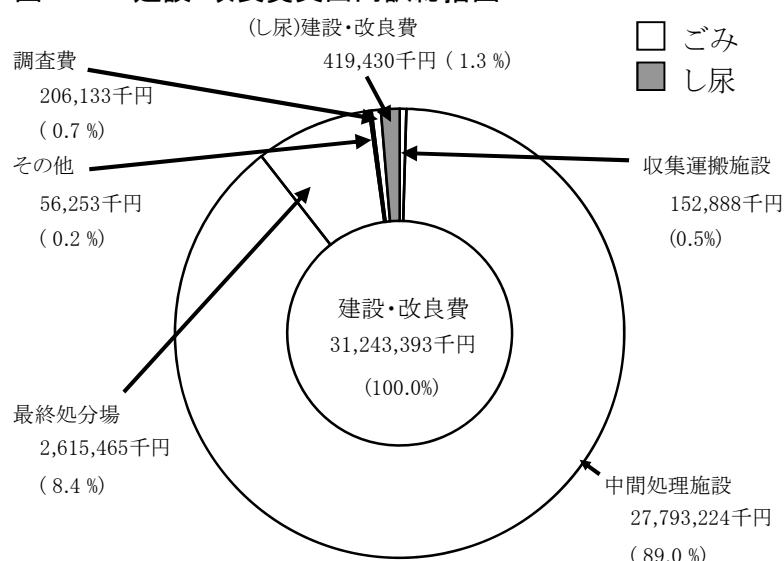
(単位:千円)

	合 計	建 設 ・ 改 良 費	処理及び維持管理費	そ の 他
ご み	141,717,210	30,823,963	105,838,093	5,055,154
し 尿	6,196,250	419,430	5,410,099	366,721
計	147,913,460	31,243,393	111,248,192	5,421,875

(ア) 建設・改良費の支出内訳は、図1-5のとおりである。(pp.34-37参照)

また、最近における建設・改良費の年度別推移は、図1-6のとおりである。ごみとし尿を合計した総額でみると、令和5年度は令和4年度に比べ15.4%増加している。

図1-5 建設・改良費支出内訳総括図



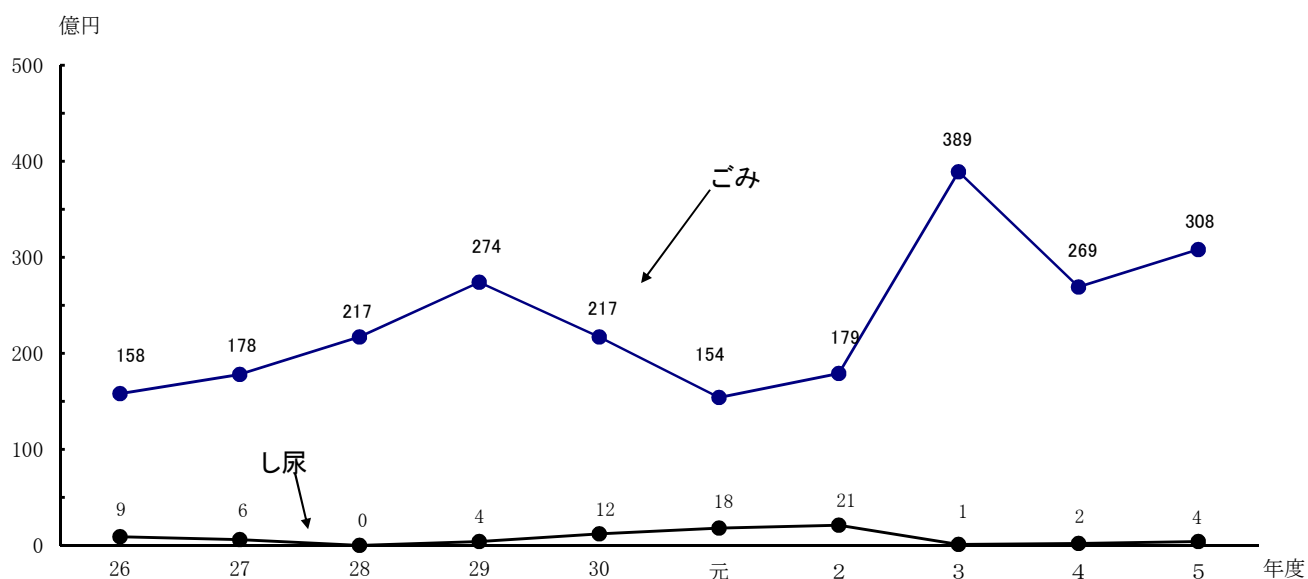
(参考)

令和4年度全国 総額 4,173 億円

(単位:億円)

項 目	ご み	し 尿
収 集 運 搬 施 設	68 (1.6 %)	12 (0.3 %)
中 間 処 理 施 設	3,266 (78.3 %)	241 (5.8 %)
最 終 処 分 場	347 (8.3 %)	10 (0.2 %)
そ の 他	124 (3.0 %)	35 (0.8 %)
調 査 費	66 (1.6 %)	4 (0.1 %)
小 計	3,871 (92.8 %)	302 (7.2 %)
合 計	4,173 (100.0%)	

図1-6 建設・改良費経年変化図



(イ) 処理及び維持管理費の支出内訳は、図1－7のとおりである。ごみとし尿を合計すると、最も割合が大きいのは委託費で45.8%を占めている。ごみとし尿の処理及び維持管理費を処理の形態別に分離すると、図1－8、1－9のとおりである(pp.34-39参照)。収集・運搬費の割合が大きく、ごみでは51.7%、し尿では52.8%を占めている。

また、最近における処理及び維持管理費の年度別推移は、図1－10のとおりである。

処理及び維持管理費全体については、ごみはここ数年横ばい傾向、し尿は引き続き減少傾向にある。

図1－7 処理及び維持管理費支出内訳総括図

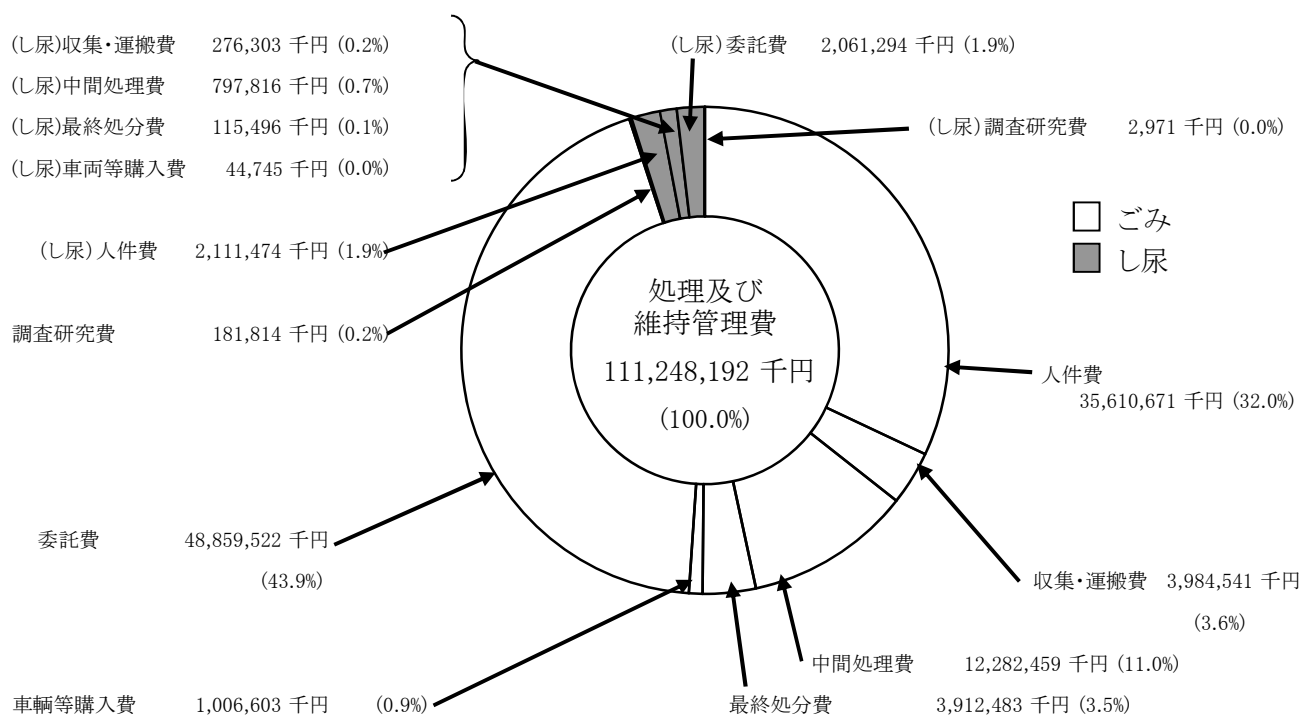


図1－8 ごみの処理及び維持管理経費形態別支出内訳図

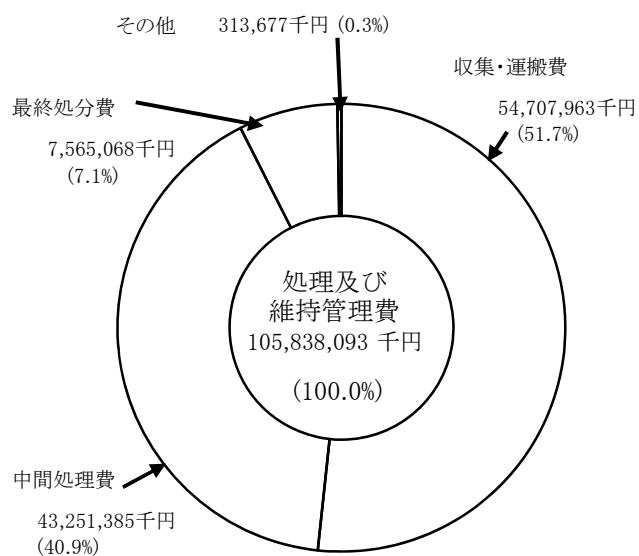
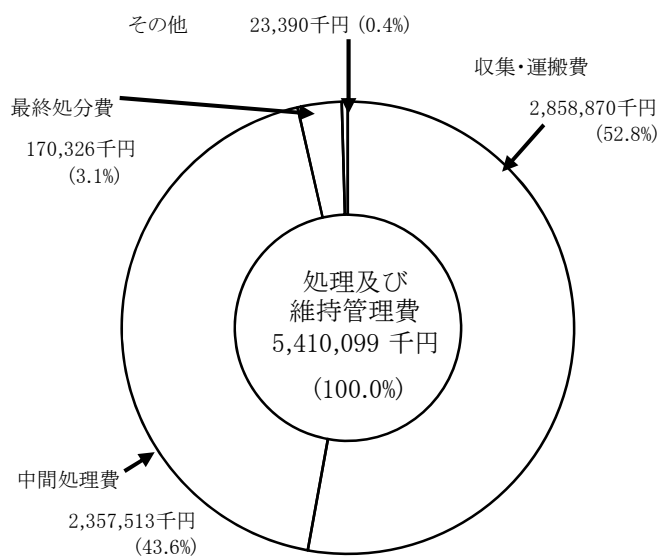
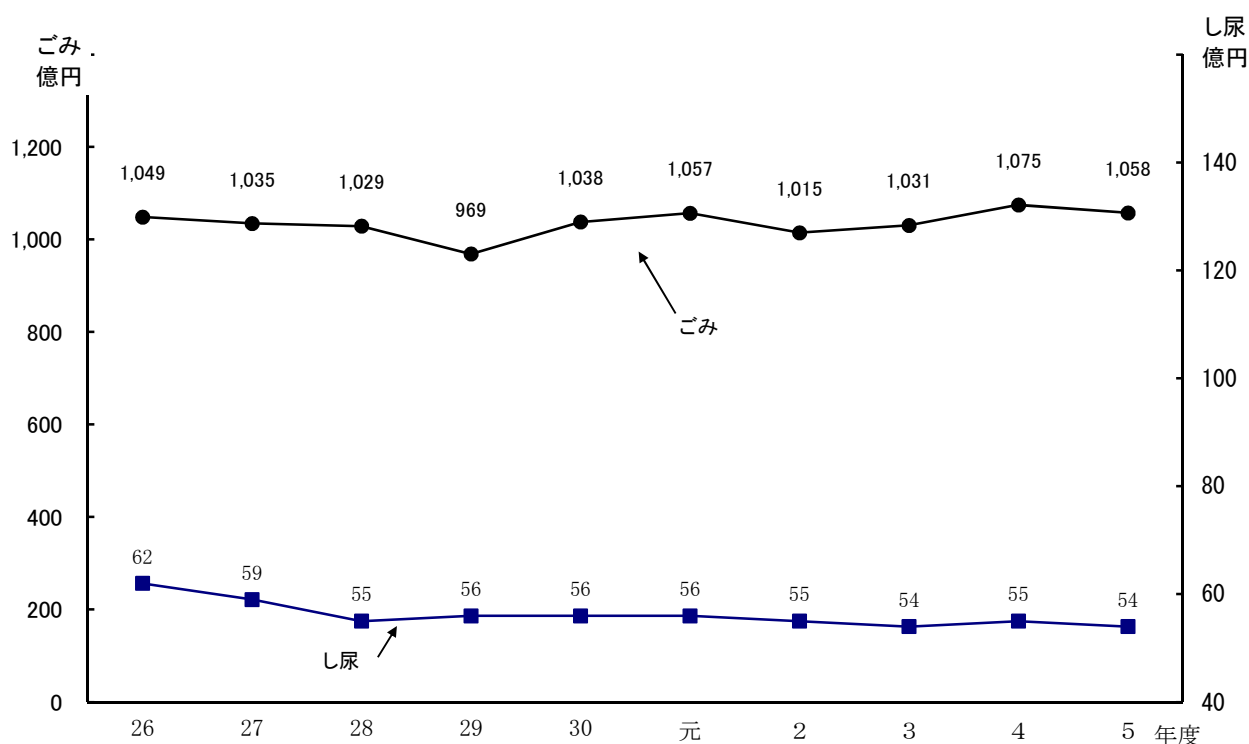


図1－9 し尿の処理及び維持管理経費形態別支出内訳図



(注) 図1-8及び図1-9の収集運搬費、中間処理費及び最終処分費には、人件費を含む。

図1－10 ごみ及びし尿の処理及び維持管理費経年変化図



ウ 単位当たり処理及び維持管理費

令和5年度における単位当たり処理及び維持管理費は、ごみ1t当たり44,272円、し尿1kl当たり17,853円であった。単位当たりの処理及び維持管理費は、令和4年度と比べ、ごみは853円(2.0%)増加し、し尿は62円(0.3%)減少した（図1－11、pp.38-39参照）。

また、単位当たり処理経費の市町村数別は、図1－12、1－13のとおりである。

図1－11 ごみ1t当たり及びし尿1kl当たりの処理及び維持管理費経年変化図

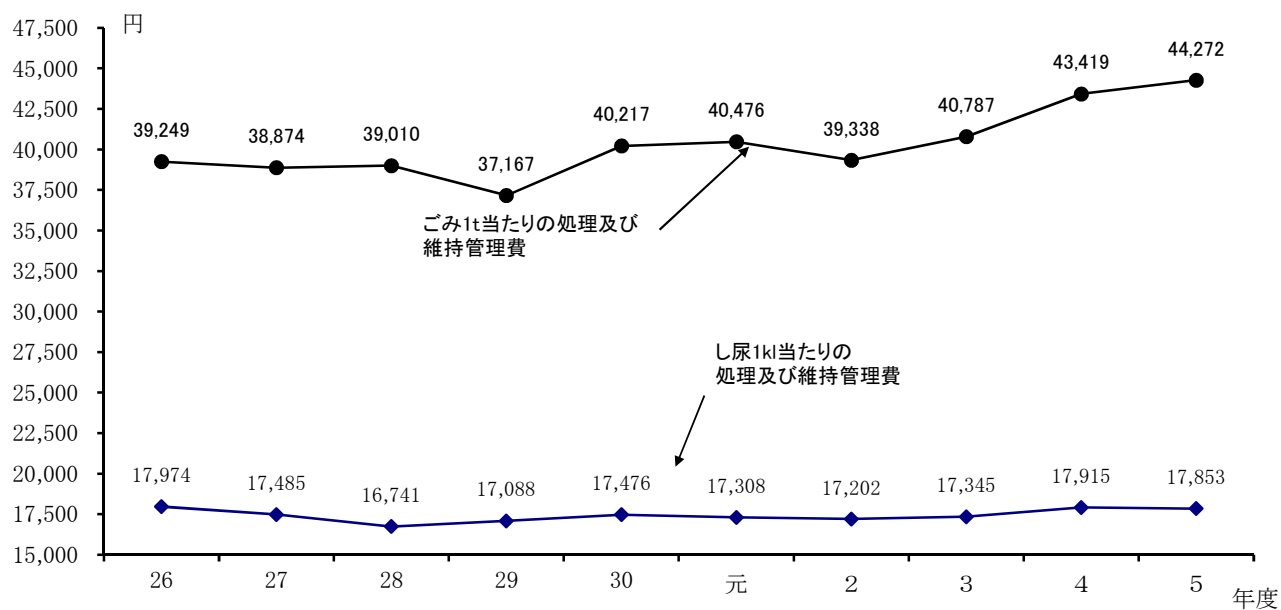


図1-12 ごみの1t当たり処理及び維持管理費分布図

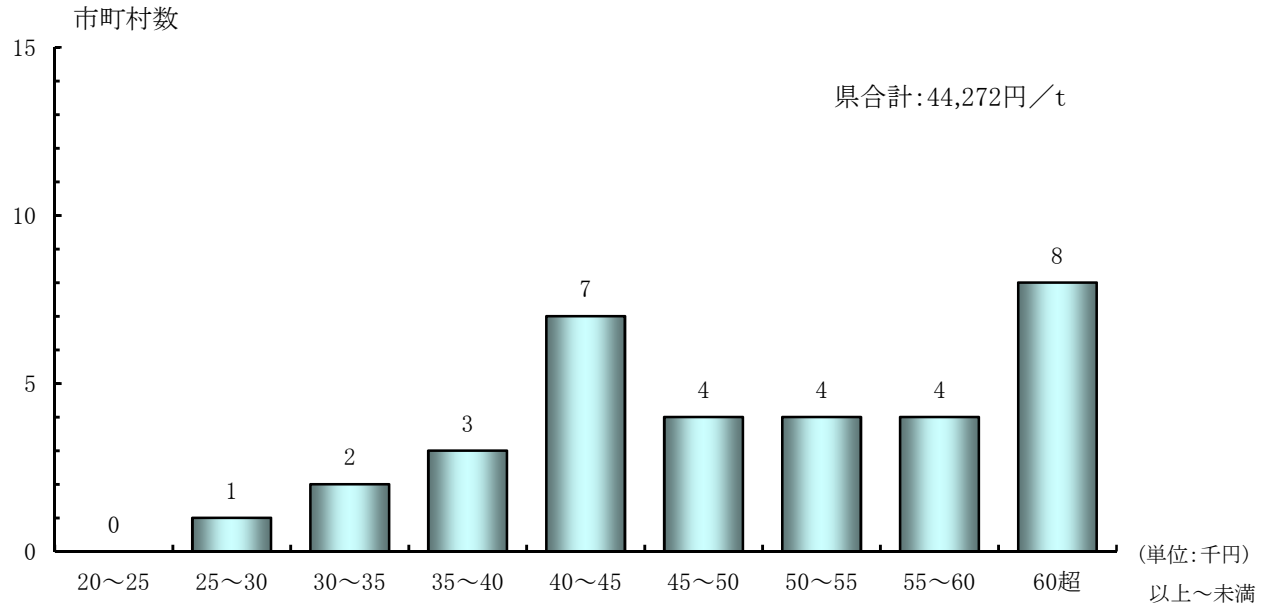
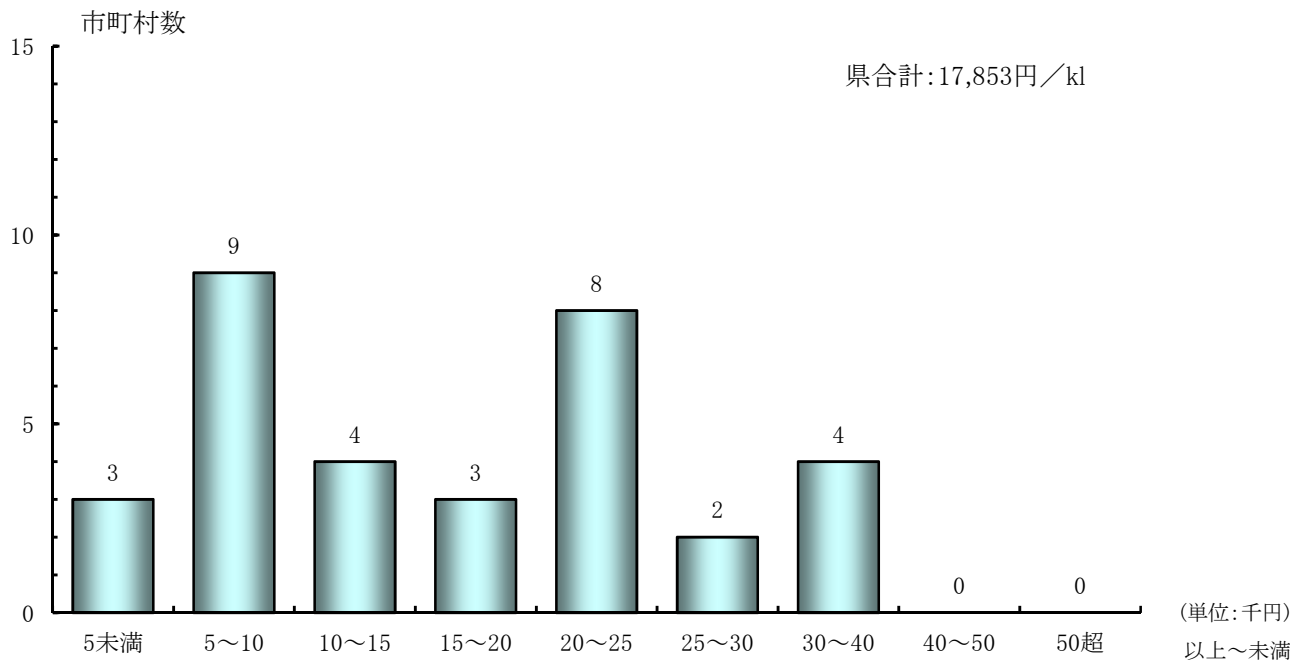


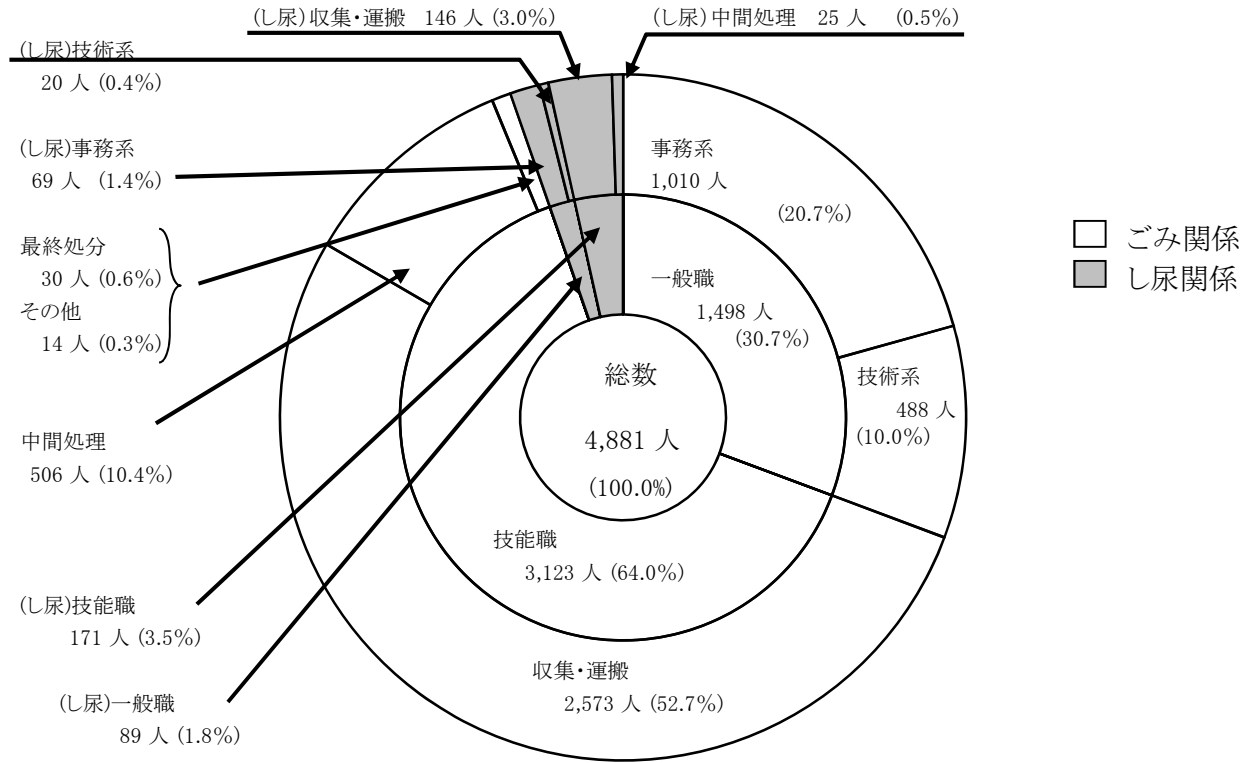
図1-13 し尿の1kl当たり処理及び維持管理費分布図



(3) 一般廃棄物処理事業従事職員

令和5年度末現在において、市町村及び一部事務組合で一般廃棄物処理事業に従事している職員の総数は、4,881人であり、令和4年度に比べ1.5%減少している。職員数のうち、最も多いのは、収集・運搬に従事する職員で、ごみとし尿を合わせて全体の約56%を占めている(pp.40-41参照)。

図1-14 一般廃棄物処理事業従事職員内訳総括図



2 ごみ処理の概要

(1) ごみの収集内容

ア 収集主体別収集内容

(ア) ごみの総排出量は約260万tであり、令和4年度に比べ約10万t減少した。収集主体別に見た内訳は、表2-1、図2-1のとおりである。

(注)用語の定義

- ・「地方公共団体直営収集量」:地方公共団体が自ら収集したごみの量
- ・「委託業者収集量」:地方公共団体が業者に委託して収集したごみの量
- ・「許可業者収集量」:市町村長の許可を受けた業者が収集したごみの量
- ・「計画収集量」:「地方公共団体直営収集量」+「委託業者収集量」+「許可業者収集量」
- ・「直接搬入量」:事業者が自ら処理施設に搬入した事業系一般廃棄物及び家庭から一時に多量に排出され、住民が自ら処理施設に搬入したごみの量
- ・「計画収集総量」:「計画収集量」+「直接搬入量」
- ・「集団回収量」:自治会等の団体が市町村による用具の貸出し、補助金の交付などを受けて回収した資源ごみの量
- ・「総排出量」:「計画収集総量」+「集団回収量」

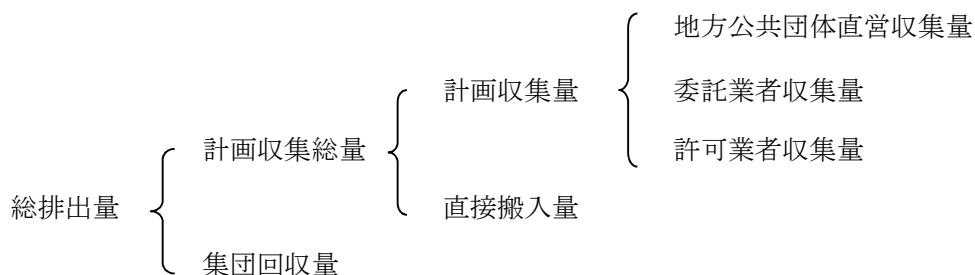


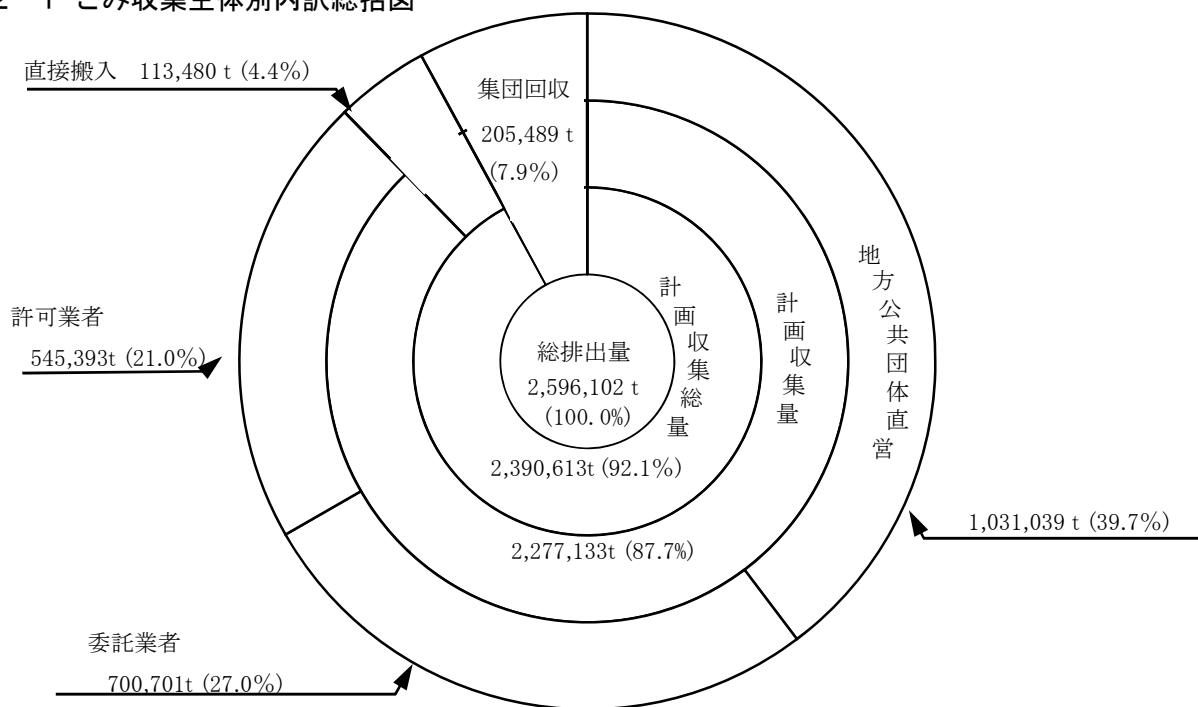
表2-1 ごみの収集主体別内訳総括表

(単位:t)

年度	総排出量	計画収集 総 量	計画収集量					直 接 搬入量	集 団 回収量
			計 画 収集量	地方公共 団体直営	委託業者	許可業者			
R 5	2,596,102 (100.0)	2,390,613 (92.1)	2,277,133 (87.7)	1,031,039 (39.7)	700,701 (27.0)	545,393 (21.0)	113,480 (4.4)	205,489 (7.9)	
R 4	2,694,614 (100.0)	2,475,554 (91.9)	2,358,645 (87.5)	1,079,825 (40.1)	720,274 (26.7)	558,546 (20.7)	116,909 (4.3)	219,060 (8.1)	
前年 比	△ 98,512 (△ 3.7)	△ 84,941 (△ 3.4)	△ 81,512 (△ 3.5)	△ 48,786 (△ 4.5)	△ 19,573 (△ 2.7)	△ 13,153 (△ 2.4)	△ 3,429 (△ 2.9)	△ 13,571 (△ 6.2)	

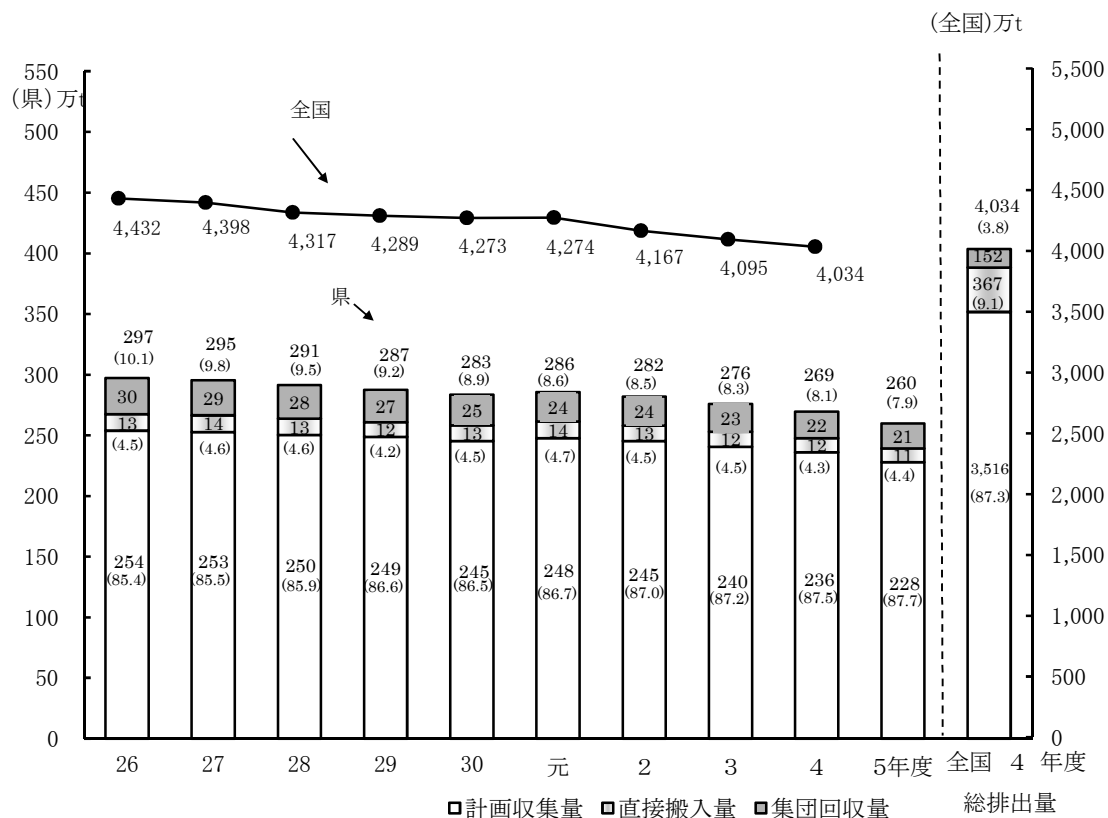
(注) R5年度及びR4年度の()内は、総排出量に対する百分率である。

図2-1 ごみ収集主体別内訳総括図



(イ) 総排出量の年度別推移は、図2-2のとおりであり、平成12年度をピークとして、以後減少傾向が続いている。(pp.146-149参照)

図2-2 総排出量等経年変化図



(注) ()内は、構成比の百分率である。

イ ごみの1人1日当たり排出量

総排出量におけるごみの県民1人1日当たりの排出量は768gであり、令和4年度に比べ 31g(3.9%)減少している。市町村数別にみると、図2-3のとおりである。

最多は箱根町の3,381g、最少は座間市の662gとなっており、27市町村が900g未満である。(p.52参照) また、その推移は図2-4のとおりである。

図2-3 ごみの1人1日当たりの排出量分布図

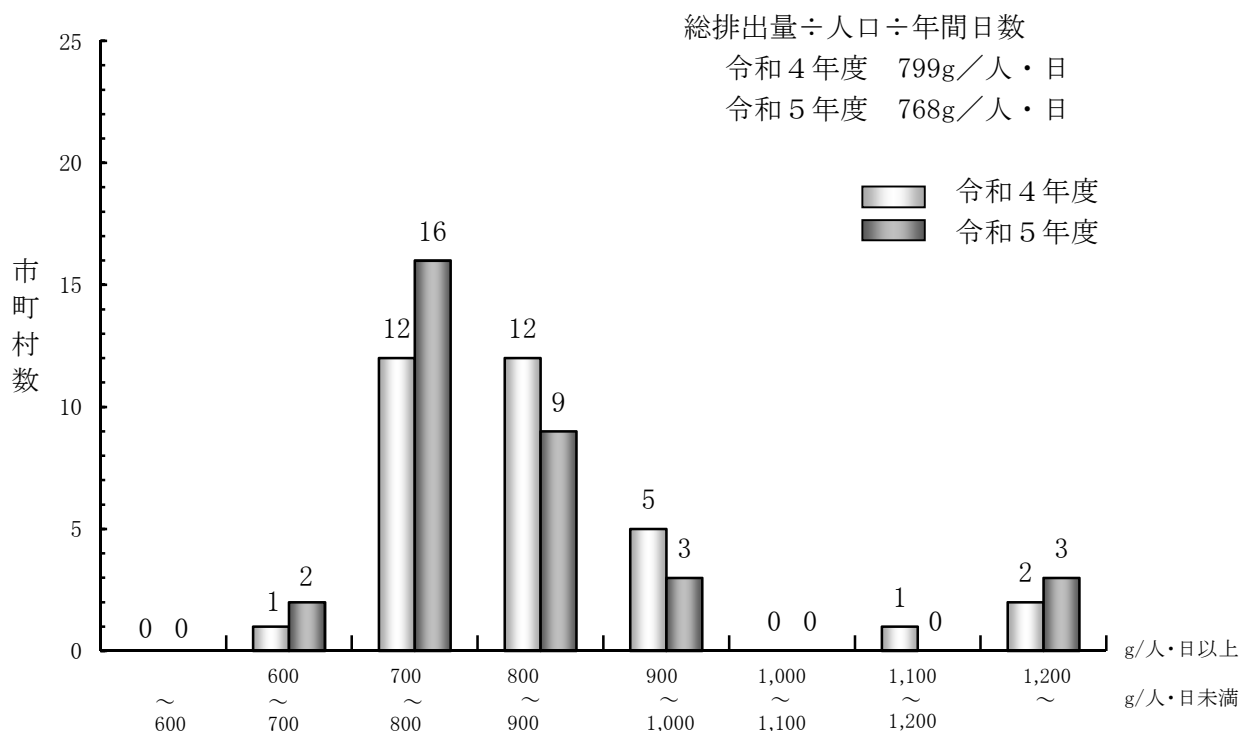
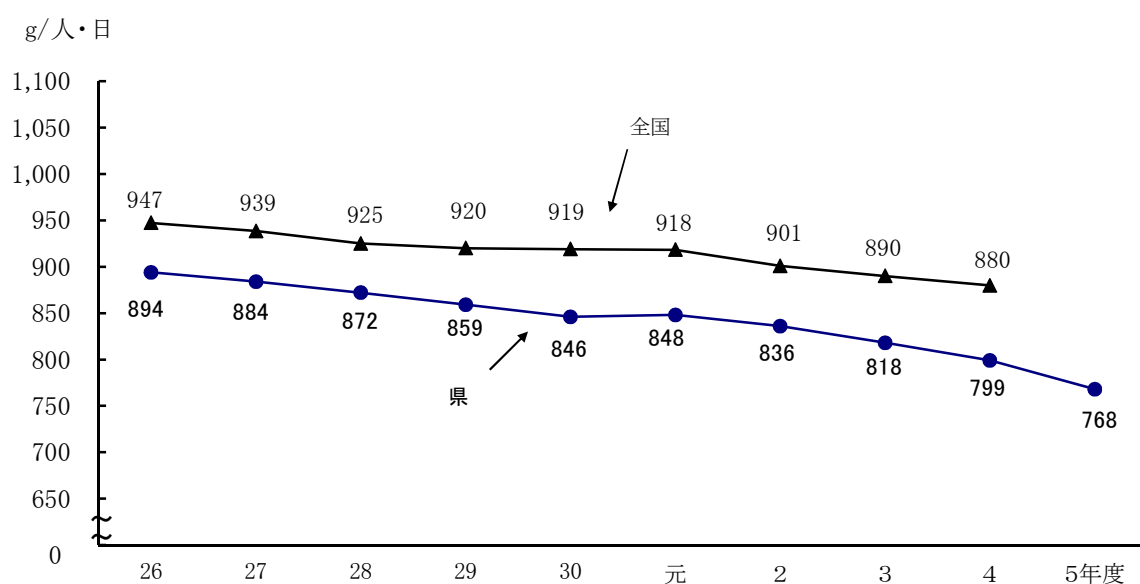


図2-4 ごみの1人1日当たり排出量経年変化図

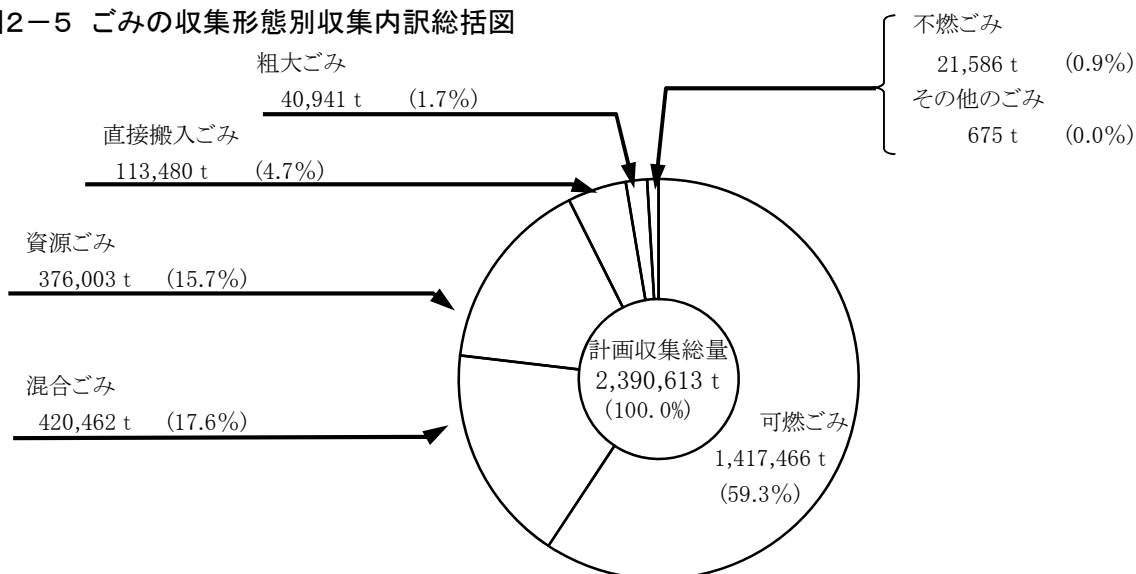


ウ 収集形態・品目別収集内訳

(ア) 収集形態別収集内訳

ごみの計画収集総量約239万tの内訳を収集形態別にみると、図2-5のとおりである。
可燃ごみの占める割合が59.3%と最も高く、次いで混合ごみの17.6%となっている(pp.44-45参照)。

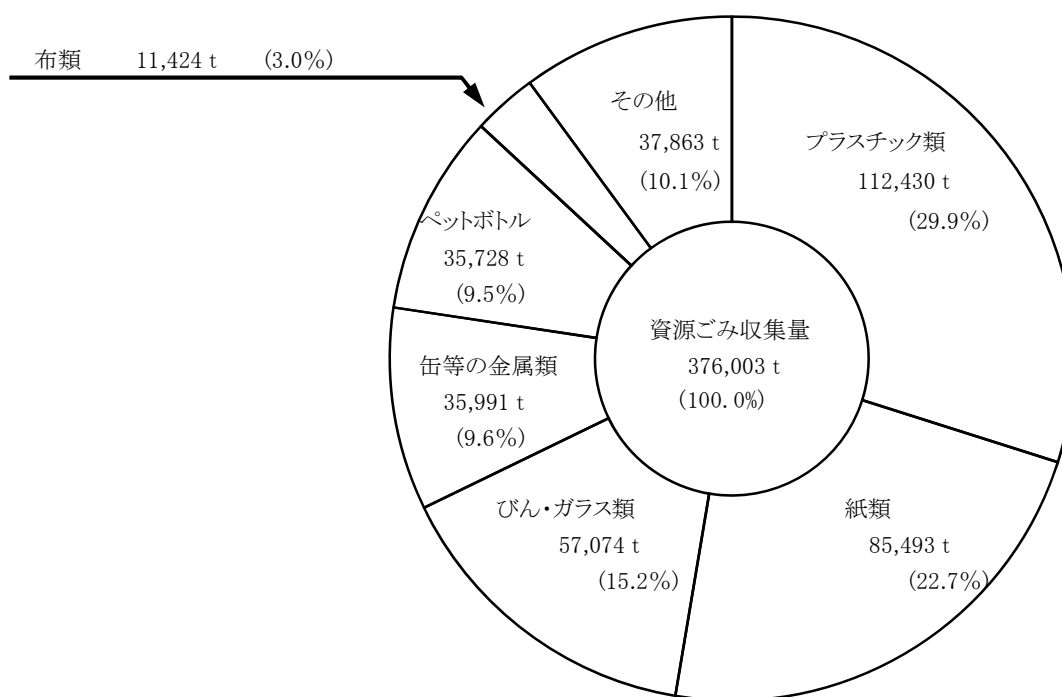
図2-5 ごみの収集形態別収集内訳総括図



(イ) 資源ごみの収集品目別内訳

市町村による資源ごみの収集量約37万6千tの内訳を収集品目別にみると、図2-6のとおりである。資源ごみの収集量に占める割合は、プラスチック類が29.9% (約11万2千t)と最も多く、次いで紙類が22.7% (約8万5千t)、びん・ガラス類が15.2% (約5万7千t)、缶等の金属類が9.6% (約3万6千t)となっている (pp.46-47参照)。

図2-6 資源ごみの収集品目別内訳総括図



ア ごみの計画収集総量約239万tの処理・処分内容は、図2-7、2-8のとおりである。焼却が83.5%と高い率を占めている(pp.48-49参照)。

焼却残渣を除く埋立量
6,099 t (0.3%)

水分の蒸発等による減量化量
9,523 t (0.4%)

資源化量
378,546 t
(15.8%)

計画収集総量
2,390,613t
(100.0%)

焼却量
1,996,445 t
(83.5%)

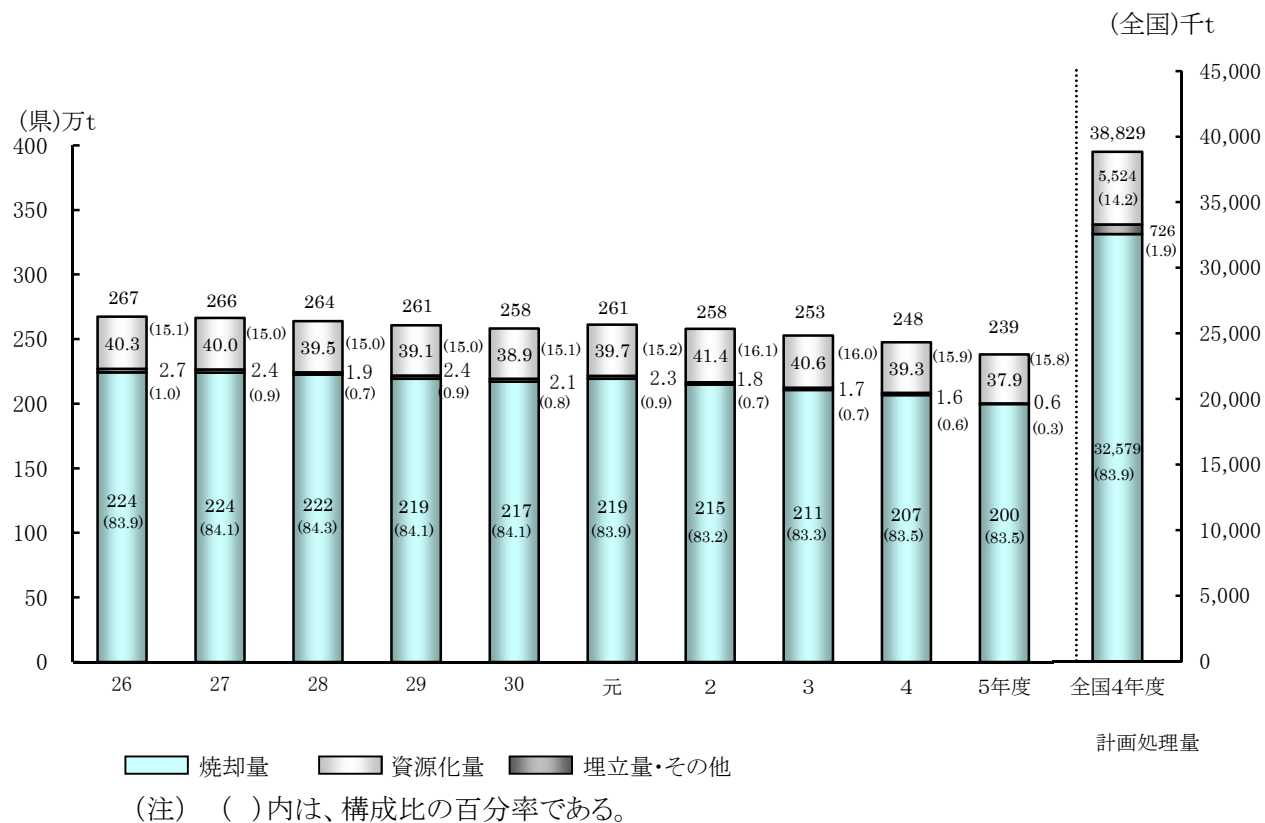
The diagram illustrates the flow of waste management, starting from total emissions and branching into various processing and disposal stages. The final stage shows the total amount of waste buried or landfilled.

項目	数量 (単位:t)
総排出量	2,596,102
計画収集総量	2,390,613
計画収集量	2,277,136
集团回収量	205,489
直接搬入量	113,480
自家処理量	0
焼却量	1,996,445
焼却残渣を除く埋立量	6,099
資源化量	378,546
水分の蒸発等による減量化量	9,523
焼却及び焼却残渣資源化による減量化量	1,752,928
焼却残渣資源化量	45,240
焼却残渣埋立量	198,277
全埋立量	204,376

イ ごみの計画収集総量の処理・処分内訳の推移は、図2－9のとおりである。

計画収集総量が減少傾向にあるので、焼却量は減少傾向にあるが、割合は横ばいである。資源化量の割合は横ばいもしくは増加傾向にあり、埋立量・その他については量、割合とも減少傾向にある。

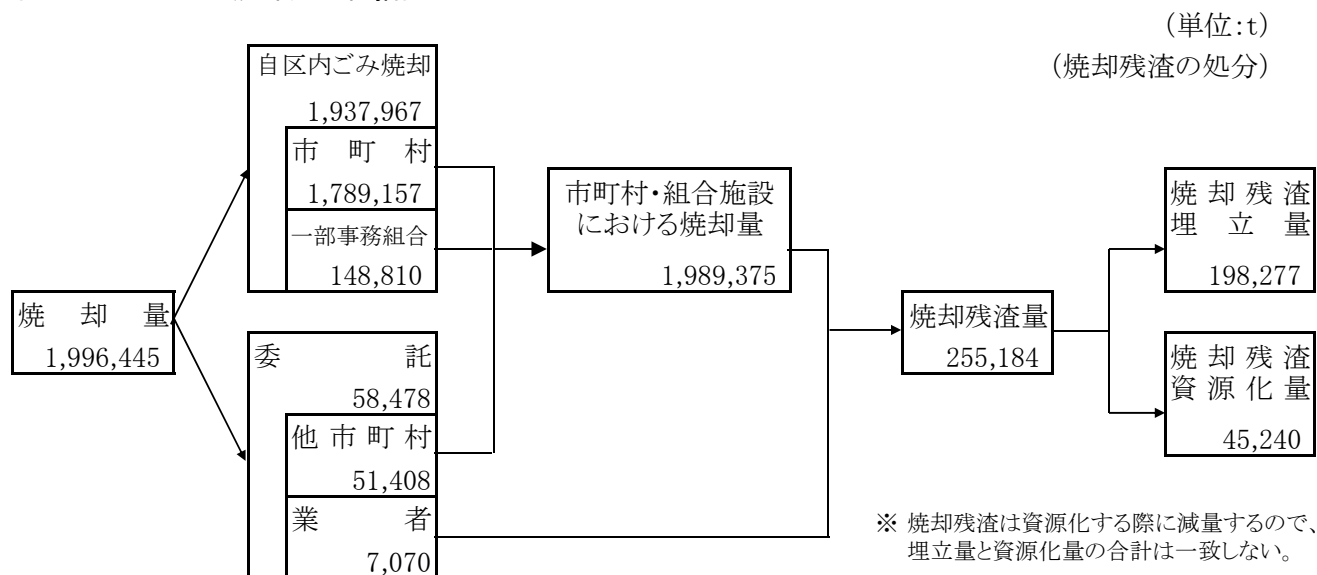
図2－9 ごみの処理・処分内訳経年変化図



(3) 焼却処理・埋立処分内訳

ア ごみの焼却処理状況は、図2-10のとおりである。焼却量は約200万tで、令和4年度に比べ約7万t(3.4%)減少した。焼却残渣量は約26万tで、焼却量に対する残渣の割合は12.8%となっている。また、焼却残渣のうち約4万5千tが資源化されている(pp.54-57参照)。

図2-10 ごみの焼却処理総括図



イ 全埋立量は約20万4千tであり、内訳は直接又は破碎・圧縮後の埋立(焼却残渣を除く)約6千t及び焼却残渣の埋立約19万8千tとなっており、その状況は図2-11のとおりである。

全埋立量は、令和4年度に比べ約1万t(4.8%)の減少となっている。また、業者に委託して埋立された量は、全埋立量の7.8%を占めている。なお、焼却・資源化による減量化効果は、図2-12のとおりであり、計画収集総量に対する全埋立量の割合は8.5%となっている。

図2-11 ごみの埋立処理総括図

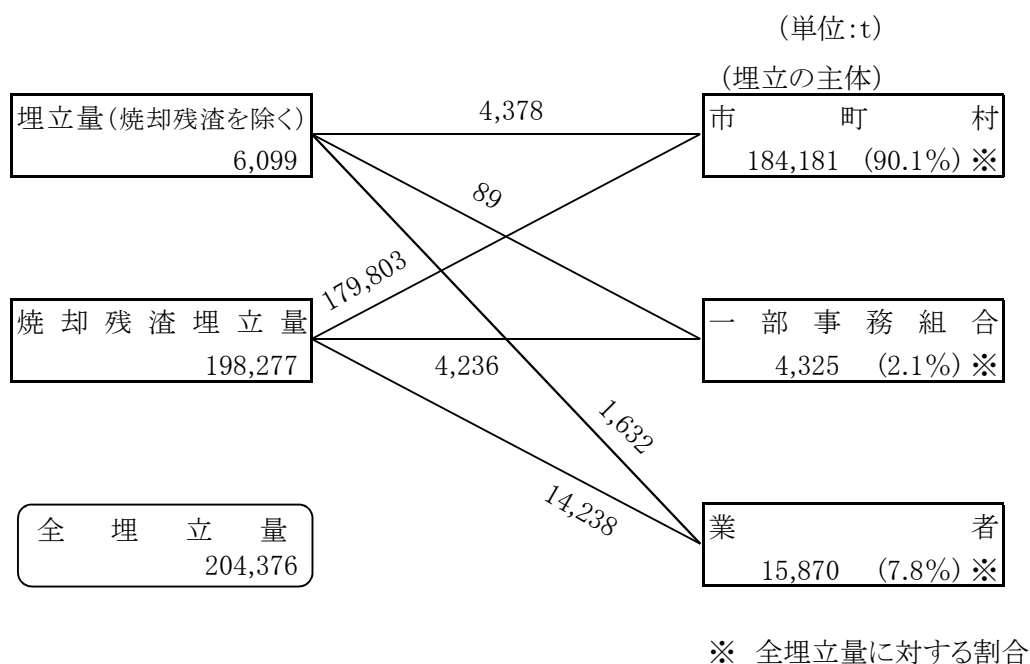


図2-12 ごみの焼却・資源化による減量化状況総括図

【 処 理 前 】 【 処 理 後 】 (単位:t)
計画収集総量

2,390,613 (100.0)		減量化量		1,762,451 (73.8)	計画収集 総量からの 全資源化量
中間処理量 (焼却、破碎・圧縮等) 2,298,741 (96.2)				焼却残渣資源化量 45,240 (1.9)	423,786 (17.7)
				中間処理後資源化量 289,485 (12.1)	
直接埋立 2,811 (0.1)				焼却残渣埋立量 198,277 (8.3)	全埋立量 204,376 (8.5)
				中間処理後埋立量 3,288 (0.1)	
直接資源化 89,061 (3.7)				直接埋立量 2,811 (0.1)	
				直接資源化量 89,061 (3.7)	

(注) ()内は、計画収集総量に対する構成比の百分率である。

(4) 資源化・再利用状況

ア 市町村による資源化・再利用

市町村による廃棄物の資源化には、市町村のごみ収集ルートにより集められたごみ(収集ごみ)の中から資源物を選別したり資源化处理するものと、焼却残渣から資源化物を回収するものがある。

令和5年度は全市町村で収集ごみからの有価物回収が実施されている。また焼却残渣の資源化は、18市10町で実施されている。

市町村による資源化量は約42万tで、売り上げ総額は約59億円となっており、品目別の資源化量と売り上げ額は、表2-2のとおりである。

また、項目としては、プラスチック類の資源化量が多い(pp.58-63参照)。

表2-2 収集ごみからの有価物回収状況総括表

項 目	金属類	ガラス類	ペット ボトル	プラス チック	紙類	布類	その他	計
市町村資源化量	収集ごみからの資源化量(t.%) 48,149 (12.7)	47,188 (12.5)	32,407 (8.6)	105,387 (27.8)	86,155 (22.8)	11,560 (3.1)	47,700 (12.6)	378,546 (100.0)
	焼却残渣からの資源化量(t.%) 3,641 (8.0)	-	-	-	-	-	41,599 (92.0)	45,240 (100.0)
	計(t.%) 51,790 (12.2)	47,188 (11.1)	32,407 (7.6)	105,387 (24.9)	86,155 (20.3)	11,560 (2.7)	89,299 (21.1)	423,786 (100.0)
売り上げ額 (千円)	3,327,013	4,625	1,567,340	10	634,015	300,974	61,501	5,895,478

(注) 1.()は、資源化量に対する構成比の百分率である。四捨五入しているため、構成比の内訳と合計は必ずしも一致しない。
2.資源化量には、無償譲渡したものが含まれている。
3.売上額には、市町村・一部事務組合からの資源化業者に対する委託料を含まない。
4.金属類は、鉄くず・非鉄金属(焼却残渣からの資源化量を含む。)の合計、ガラス類は、生きびん、カレットの合計である。

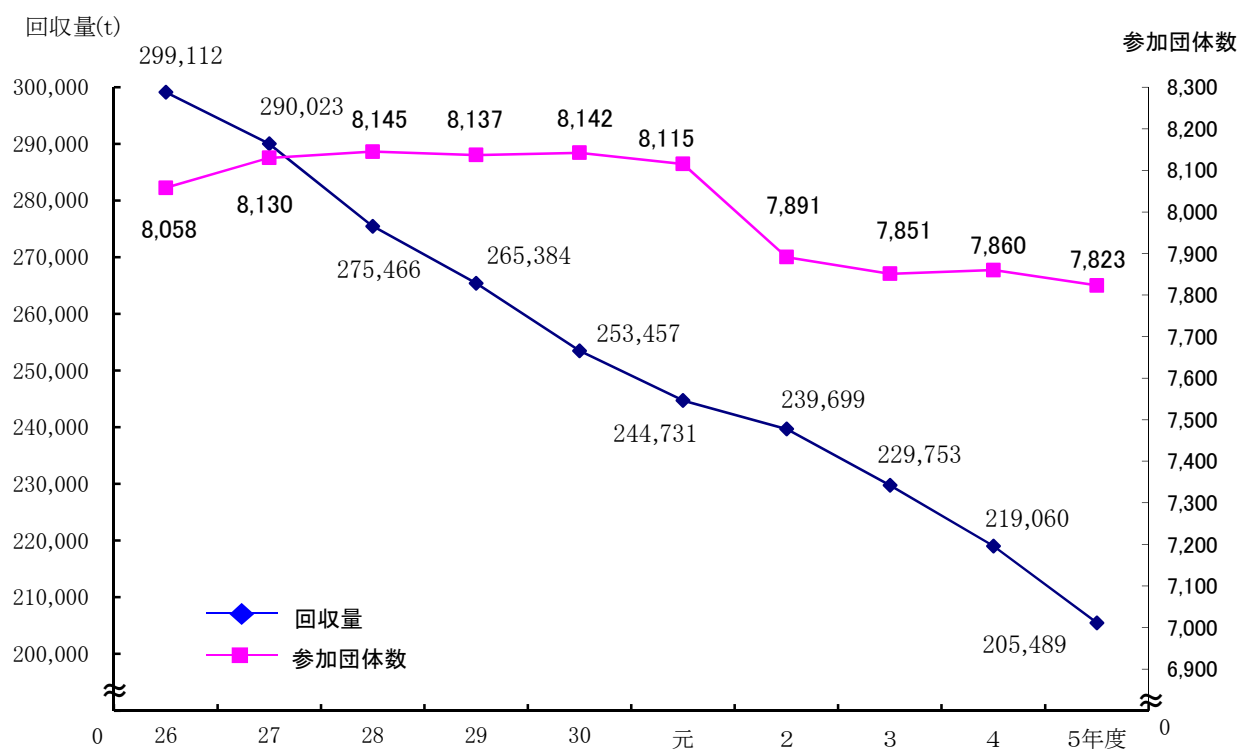
イ 集団回収

令和5年度は、参加7,823団体が約21万tの有価物を回収している。

また、令和5年度においては、11市7町でこの活動を推進するため、団体や資源回収業者に対し約19億円の助成が行われている(pp.58-59参照)。

なお、集団回収状況の推移は、図2-13のとおりである。

図2-13 集団回収量経年変化図



(注) H26年度から、平塚市の三者協調方式による集団回収量は全量資源ごみに計上することとした。

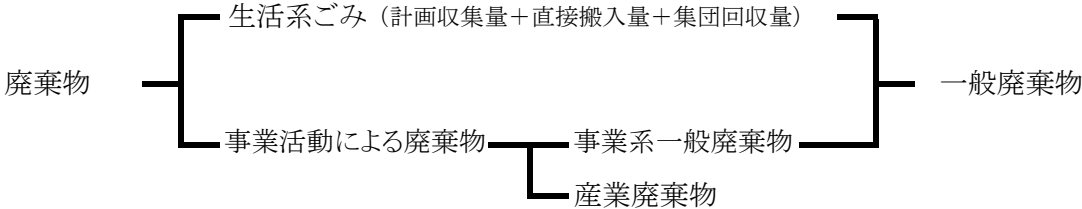
ウ 不用品登録交換制度

まだ使えるものを交換して、廃棄物の有効利用を図る不用品登録交換制度は、7市6町で実施されており、4,023件の交換が成立している(p.59参照)。

(参考)排出者別の一般廃棄物排出量

「神奈川県循環型社会づくり計画」では、廃棄物の3R(発生抑制、再使用、再生利用)を促進するため、県民や事業者一人ひとりの取組強化が不可欠ことから、廃棄物を家庭から排出される「生活系ごみ」と「事業活動による廃棄物」に分けて、目標値を設定している。

(注)循環型社会づくり計画における分類

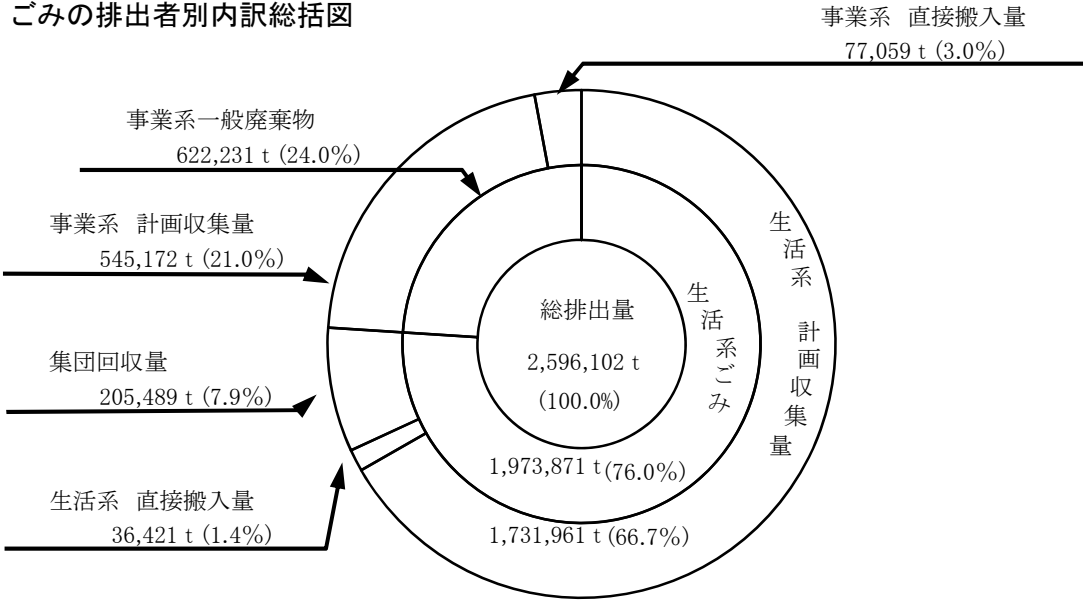


用語の定義

生活系ごみ	… 生活する過程で発生する廃棄物で、調理くずなどの生ごみ、家具などの粗大ごみ、空きびん、空き缶などの容器包装廃棄物や新聞、雑誌など。
事業活動による廃棄物	… 事業活動により排出された廃棄物のこと。循環型社会づくり計画においては、事業系一般廃棄物と産業廃棄物を合わせたものと定義している。
事業系一般廃棄物	… 事業活動から排出される廃棄物のうち、オフィスなど事務所からの紙くずや飲食店からの生ごみ等の一般廃棄物のこと。
産業廃棄物	… 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油等法律に定められた合計20種類の廃棄物のこと。

令和5年度の一般廃棄物(ごみ)の総排出量約260万tのうち、生活系ごみは約197万tであり、事業系一般廃棄物は約62万tである(p.65参照)。
また、生活系ごみの県民1人1日当たりの排出量は584gである。

ごみの排出者別内訳総括図



3 し尿及び浄化槽汚泥処理の概要

(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理体制

ア 計画処理区域内人口内訳

- (ア) 令和5年10月1日現在におけるし尿の計画処理区域内人口約923万人の内訳は、表3-1のとおりであり、水洗化人口が99.8%（約921万人）、非水洗化人口が0.2%（約2万人）となっている（pp.70-71参照）。

表3-1 し尿の計画処理区域内人口内訳総括表

(単位:人)

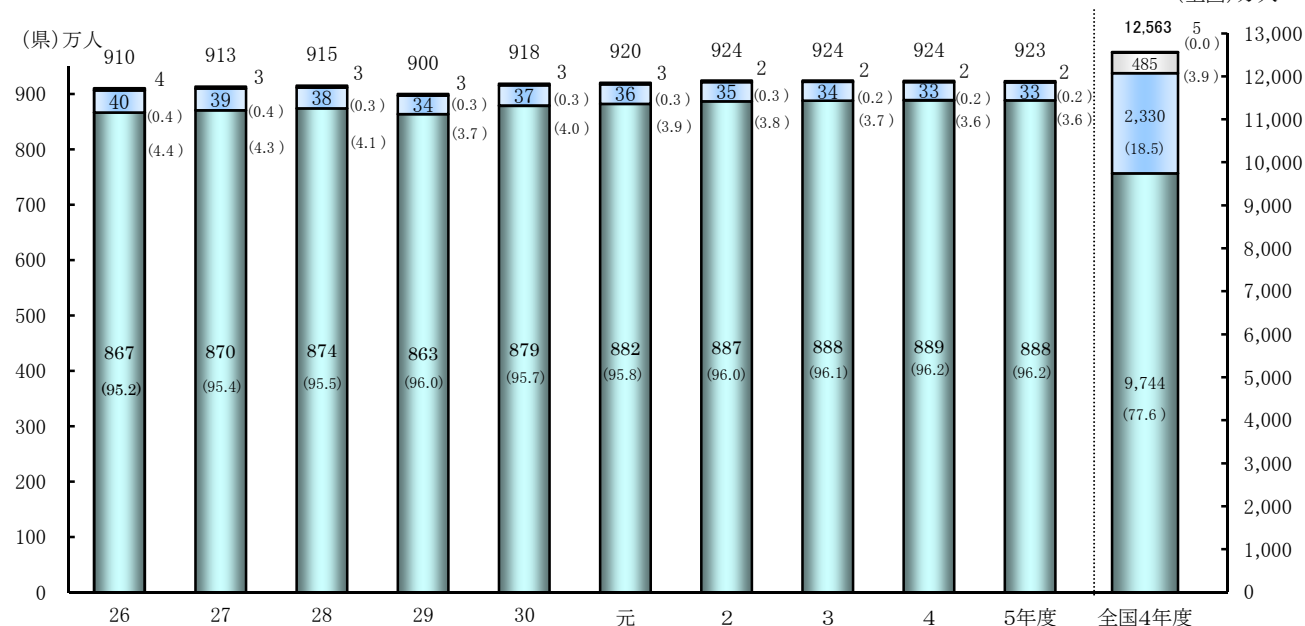
項目	人口(構成比)			
	神奈川県		(参考) 令和4年度全国値	
計画処理区域内人口	9,232,713	(100.0 %)	125,634,343	(100.0 %)
公共下水道人口	8,881,964	(96.2 %)	97,436,075	(77.6 %)
浄化槽人口	327,955	(3.6 %)	23,125,360	(18.4 %)
コミュニティプラント人口	0	(0.0 %)	172,221	(0.1 %)
計画収集人口	22,787	(0.2 %)	4,845,896	(3.9 %)
自家処理人口	7	(0.0 %)	54,791	(0.0 %)

(注) 計画収集人口とは、生し尿のくみ取り人口をいう。

- (イ) 最近におけるし尿の計画処理区域内人口内訳の推移は、図3-1のとおりである。公共下水道人口の増加に伴い浄化槽人口及び計画収集人口の減少傾向が続いている。

図3-1 し尿の計画処理区域内人口内訳経年変化図

(全国)万人



公共下水道人口 浄化槽人口(コミュニティプラント人口含む) 計画収集人口 自家処理人口

(注) ()内は、構成比の百分率である。

(2) し尿及び浄化槽汚泥の収集内訳

し尿の収集量は約3万5千klであり、令和4年度に比べ3.7% (約131kl) 減少している。また、浄化槽汚泥の収集量は、約26万8千klであり、令和4年度に比べ1.3% (約3千kl) 減少している。

し尿と浄化槽汚泥を合計した計画収集量は、約30万3千klであり、令和4年度に比べ1.6% (約5千kl) 減少している。

なお、し尿及び浄化槽の汚泥の収集内訳は、図3-2、3-3のとおりとなっている (pp.72-73参照)。

図3-2 し尿収集内訳総括図

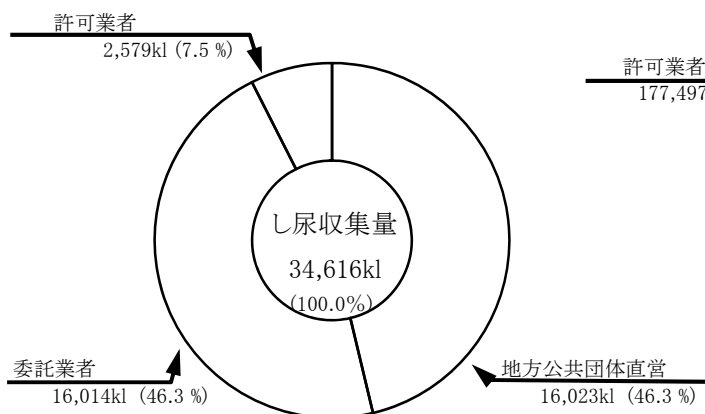
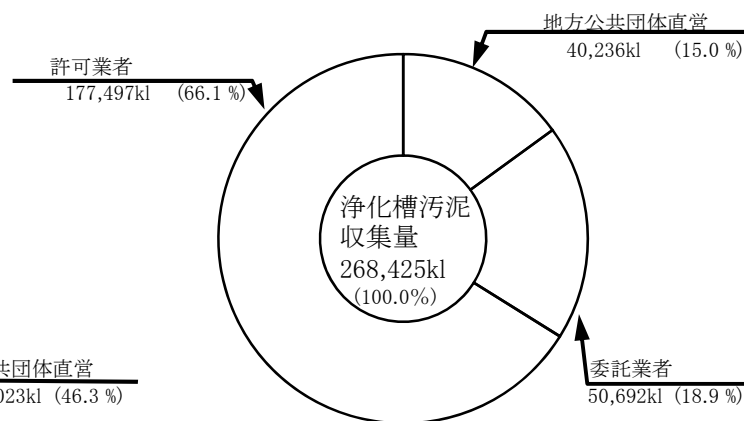


図3-3 浄化槽汚泥の収集内訳総括図



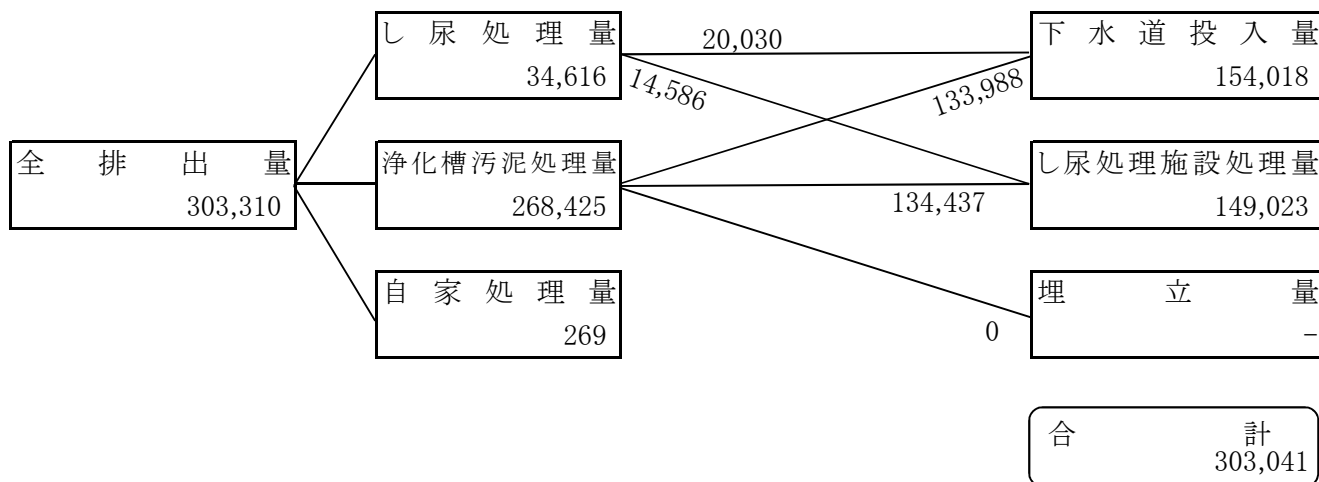
(注) 計画収集量＝し尿収集量＋浄化槽汚泥収集量＝ 303,041 kl

(3) し尿及び浄化槽汚泥の処理・処分内訳

ア し尿及び浄化槽汚泥の計画収集量約30万3千klの処理・処分内訳は、図3-4、3-5のとおりである (pp.74-75参照)。

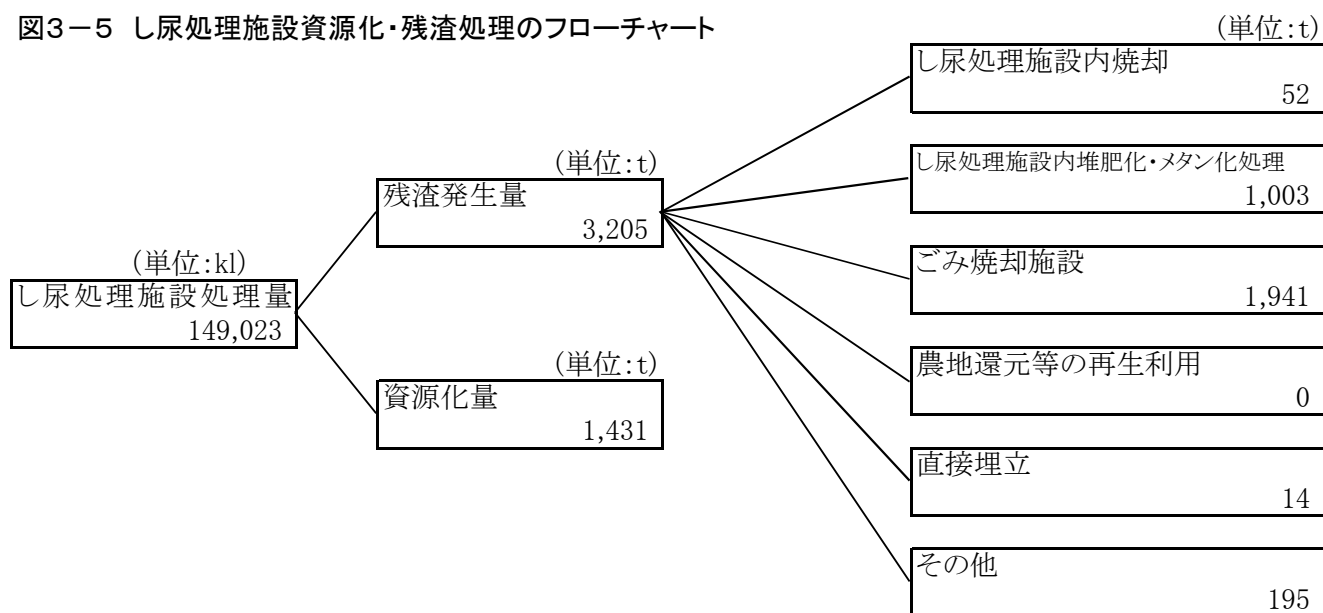
図3-4 し尿処理のフローチャート

(単位:kl)



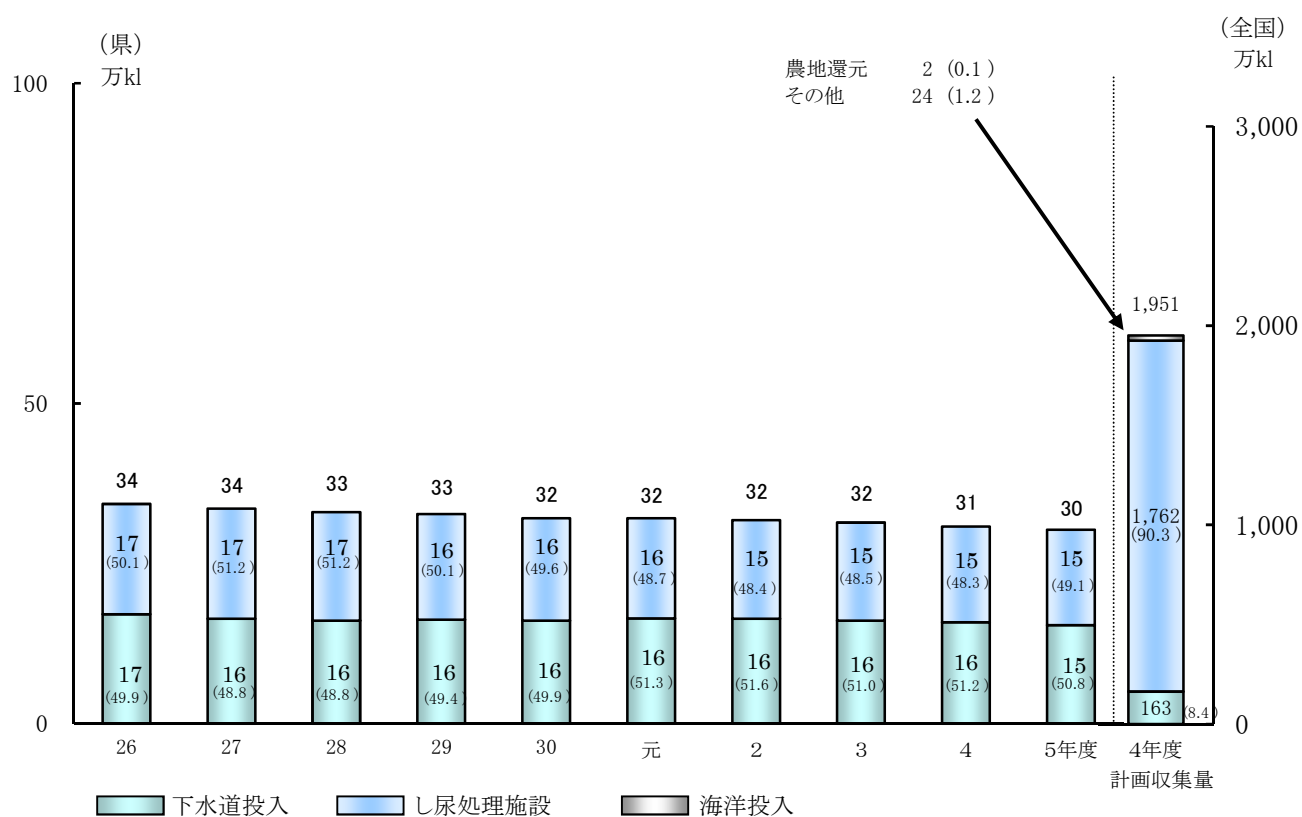
イ し尿処理施設での処理量約15万klの処理後の資源化、残渣発生量は、図3-5のとおりである(p.78参照)。また、残渣約3千tのうち、約2千tが焼却処理されている。

図3-5 し尿処理施設資源化・残渣処理のフローチャート



ウ 最近におけるし尿及び浄化槽汚泥の計画収集量・処分内訳の年度別推移は、図3-6のとおりである。

図3-6 し尿及び浄化槽汚泥の処理・処分内訳経年変化図



- (注) 1. ()内は、構成比の百分率である。
 2. 国合計値には自家処理量を含む。
 3. 一般廃棄物の海洋投入は、平成14年度以降実績はなく、平成19年度以降は禁止されている。

4 一般廃棄物処理施設の概要

(1) ごみ焼却施設

ア 令和5年度においては、13市2町5一部事務組合に30のごみ焼却施設が設置されており、その処理能力の合計は12,356t／日であった。

イ 焼却施設整備状況の年度別推移は、表4－1のとおりである。

表4－1 ごみ焼却処理施設の整備状況内訳の経年変化総括表

(令和5年度末現在)

年 度	機械化バッチ	准 連 続	全 連 続	合 計
26	2 (50)	6 (434)	28 (12,972.0)	36 (13,456.0)
27	2 (50)	6 (434)	27 (12,792.0)	35 (13,276.0)
28	2 (50)	6 (434)	25 (12,117.0)	33 (12,601.0)
29	2 (50)	6 (434)	25 (12,114.0)	33 (12,598.0)
30	1 (40)	6 (434)	26 (12,362.0)	33 (12,836.0)
元	1 (40)	6 (434)	25 (12,372.0)	32 (12,846.0)
2	1 (40)	6 (434)	25 (12,282.0)	32 (12,756.0)
3	1 (40)	6 (434)	24 (11,682.0)	31 (12,156.0)
4	1 (40)	6 (434)	24 (11,922.0)	31 (12,396.0)
5	0 (0)	6 (434)	24 (11,922.0)	30 (12,356.0)

(注) 1.()内は、公称能力(t／日)である。

2. { バッチ { 固定バッチ …… 固定火格子により間欠焼却を行う方式(原則8時間稼働)
 { 機械化バッチ …… 固定バッチの一部を機械化し間欠焼却を行う方式(原則8時間稼働)
 { 連 続 { 准連続 …… 連続焼却を行う方式(原則16時間稼働)
 { 全連続 …… 連続焼却を行う方式(原則24時間稼働)
 { ストーカー …… 階段状の火格子で乾燥・焼却・後燃焼を行う方式
 { 流動床 …… 加熱された砂を流動媒体として焼却を行う方式

ウ 令和5年度に稼働実績のあるごみ焼却処理施設は29施設であり、その概要は表4-2のとおりである。稼働実績のある29施設で焼却された量は約197万tであり、施設としての処理率は表4-3のとおりである(pp.82-87参照)。

表4-2 ごみ焼却処理施設稼働状況総括表

市町村・ 一部事務 組合名	施設名	公称能力 (t/日)	方式	稼働 状況	市町村・ 一部事務 組合名	施設名	公称能力 (t/日)	方式	稼働 状況
横浜市	保土ヶ谷工場	1,200	全	休	茅ヶ崎市	環境事業センター	360	全	稼
	都筑工場	1,200	全	稼	逗子市	清掃センター じん芥処理場	140	全	稼
	鶴見工場	1,200	全	稼	厚木市	環境センター	327	全 (流)	稼
	旭工場	540	全	稼	大和市	環境管理センター	450	全	稼
	金沢工場	1,200	全	稼	南足柄市	清掃工場	73	准	稼
川崎市	堤根処理センター	600	全	稼	箱根町	環境センター 清掃第1プラント	135	准 (流)	稼
	王禅寺処理センター	450	全	稼	愛川町	美化プラント	56	准 (流)	休
	浮島処理センター	900	全	稼	秦野市 伊勢原市 環境衛生 組合	伊勢原清掃工場 90 t / 日焼却施設	90	全	稼
	橘処理センター*	600	全	稼		はだのクリーンセンター	200	全	稼
相模原市	北清掃工場	450	全	稼	高座清掃 施設組合	高座クリーンセンターじん 芥処理施設	245	全	稼
	南清掃工場	525	全	稼					
横須賀市	横須賀ごみ処理施設	360	全	稼	湯河原町 真鶴町 衛生組合	湯河原美化センター	70	准	稼
平塚市	環境事業センター	315	全 (流)	稼	足柄東部 清掃組合	大井美化センター	50	准 (流)	稼
鎌倉市	名越クリーンセンター	150	全	稼	足柄西部 清掃組合	足柄西部環境センター	50	准 (流)	稼
藤沢市	北部環境事業所	300	全	稼	合計	31施設	12,956	—	—
	石名坂環境事業所	390	全 (流)	稼					
小田原市	清掃工場	180	全	稼		うち稼働施設	11,700	29施設	
	清掃工場	150	全	稼					

機＝機械化バッチ、准＝准連続、全＝全連続、流＝流動床、稼＝稼働実績あり、休＝休止

(注) 網掛け欄は、休止中の施設である。

* 橘処理センター：令和5年度は試運転

表4-3 ごみ焼却処理施設の処理率総括表

方 式	0.0～ 0.2未満	0.2～ 0.4未満	0.4～ 0.6未満	0.6～ 0.8未満	0.8～	合 計
機 械 化 バ ッ チ	-	-	-	-	-	0
准 連 続	-	2	1	2	-	5
全 連 続	-	5	10	9	-	24
合 計	-	7	11	11	0	29

(注) 1. 処理率＝総処理量÷(施設公称能力×施設全体稼働日数)
 2. 本表は、休止中の施設を除く施設全体としての処理率である。

エ 余熱利用

ごみ焼却処理施設における発電は、18施設で実施されている。

なお、発電利用施設のうち、横浜市(4施設)、川崎市(2施設)、相模原市(2施設)、横須賀市、平塚市、藤沢市(2施設)、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、秦野市伊勢原市環境衛生組合、高座清掃施設組合の計17施設については、電力会社に売電を行っている(p.64参照)。

(2) 粗大ごみ処理施設

- ア 令和5年度末現在において、13市2町5一部事務組合が31の粗大ごみ処理施設を設置している。その内、28施設で稼働実績があり、その処理能力は1,265t／日である(pp.88-90参照)。
 令和5年度末現在における粗大ごみ処理施設の整備状況は、表4-4のとおりである。

表4-4 粗大ごみ処理施設処理方式別総括表

項 目	破 碎	圧 縮	併 用	合 計
施 設 数	14	3	11	28
公 称 能 力 (t / 日)	730	112	423	1,265

(注) 破碎 …… 木材、家具類の可燃性粗大ごみを破碎する方式
 圧縮 …… 家電製品等の不燃性粗大ごみを圧縮する方式
 併用 …… 可燃性及び不燃性の粗大ごみを併せて破碎(粉碎)する方式

イ 令和5年度に稼働実績のある粗大ごみ処理施設は、28施設であり、その概要は表4-5のとおりである。

表4-5 粗大ごみ処理施設稼働状況総括表

市町村・ 一部事務 組合名	施設名	公称能力 (t/日)	方式	稼働 状況	市町村・ 一部事務 組合名	施設名	公称能力 (t/日)	方式	稼働 状況
横浜市	保土ヶ谷工場	38	破	休	大和市	環境管理センター	80	併	稼
	都筑工場	38	破	稼	南足柄市	清掃工場	10	破	稼
	鶴見資源化センター	250	破	稼		廃プラスチック 破砕施設(新)	1	破	休
	旭工場	38	破	稼	箱根町	環境センター 粗大ごみ処理施設	30	破	稼
川崎市	浮島処理センター 粗大ごみ処理施設	50	併	稼	愛川町	美化プラント	15	併	稼
	王禅寺処理センター 粗大ごみ処理施設	40	併	稼	秦野市 伊勢原市 環境衛生 組合	伊勢原清掃工場 圧縮施設	12	圧	稼
相模原市	北清掃工場 粗大ごみ処理施設	85	破	稼		伊勢原清掃工場 併用施設	30	併	稼
横須賀市	横須賀ごみ処理施設	30	破	稼	高座清掃 施設組合	伊勢原清掃工場 破砕施設1	15	破	休
平塚市	粗大ごみ破砕処理場	55	併	稼		高座クリーンセンター マテリアルリサイクル施設	14	破	稼
鎌倉市	今泉クリーンセンター	50	破	稼	湯河原町 真鶴町 衛生組合	環境センター 粗大ごみ処理施設	24	併	稼
	今泉クリーンセンター	50	圧	稼	足柄東部 清掃組合	中井美化センター	20	併	稼
	名越クリーンセンター	50	破	稼		足柄西部環境センター	8	併	稼
	名越クリーンセンター	50	圧	稼	足柄西部 清掃組合	足柄西部環境センター (切断式破砕設備)	5	破	稼
藤沢市	リサイクルプラザ藤沢	71	併	稼	合計	31施設		1,319	—
小田原市	リサイクルセンター (不燃性粗大ごみ処理施設)	30	破	稼					
茅ヶ崎市	粗大ごみ処理施設	50	破	稼		うち稼働施設		1,265	28施設
逗子市	清掃センター 粗大ごみ処理施設	30	併	稼					
厚木市	環境センター	50	破	稼					

(注) 破＝破砕、圧＝圧縮、併＝併用、稼＝稼働、休＝休止
網掛けは、休止中の施設である。

(3) ごみの最終処分場

ア 令和5年度末現在において、11市1町3一部事務組合が17施設の最終処分場を設置している。その内、14施設が埋立可能となっており、ごみの最終処分場を設置していない市町村は7市7町1村(組合が設置している市町村を除く)である(pp.94-97参照)。

なお、ごみの最終処分場の整備状況の推移は、表4-6のとおりである。

表4-6 ごみの最終処分場経年変化表

(令和5年度末現在)

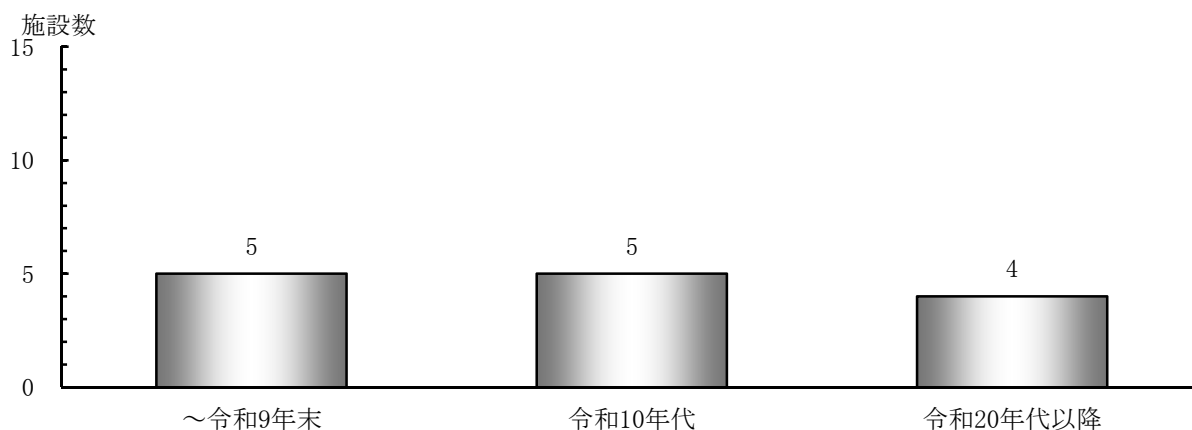
年 度	最 終 処 分 場				埋 立 地 面 積 (㎡)	全 体 容 量 (m ³)	残 余 容 量 (m ³)
	山間	平地	海面	合計			
26	13	3	2	18	657,260	9,712,740	2,689,185
27	12	2	2	16	644,249	9,666,765	2,601,785
28	12	2	2	16	644,249	9,666,765	2,427,388
29	12	2	3	17	798,749	13,666,765	6,186,359
30	12	2	3	17	798,749	13,666,765	5,998,490
元	14	1	2	17	589,371	9,461,630	5,919,463
2	14	1	2	17	589,371	9,461,630	5,772,194
3	14	1	2	17	589,371	9,461,630	5,577,581
4	14	1	2	17	589,371	9,461,630	5,404,936
5	14	1	2	17	589,371	9,461,630	5,280,454

(注) 平成25年度までは維持管理中の最終処分場を含んでいる。

イ 令和5年度末現在において、ごみの最終処分場の埋立状況は、表4-7のとおりである。また、現有施設の埋立終了予定年度分布は、図4-1のとおりである。

現有最終処分場の状況は、一部の市に大容量の処分場が確保されている他は、規模の小さい処分場が多く、処分可能期間の短いものが多い。このことから、県内市町村においては、最終処分場の確保が緊急かつ重要な課題となっている。

図4-1 ごみの現有最終処分終了予定年度分布図



(注) 使用中の14施設が対象。

表4-7 ごみの最終処分場埋立状況総括表

市町村・ 一部事務 組合名	施設名	全 体 容 量 (m ³) (残余容量)	埋立実績 (m ³) (覆土量(外数))	埋立終了予定 年 月	市町村・ 一部事務 組合名	施設名	全 体 容 量 (m ³) (残余容量)	埋立実績 (m ³) (覆土量(外数))	埋立終了予定 年 月
横 浜 市	南本牧第5ブ ロック	4,000,000 (3,301,840)	109,100 (0)	R50.3	伊 勢 原 市	子易不燃物 処理場	85,000 (9,896)	0 (0)	休
川 崎 市	浮島廃棄物 埋立処分場 (2期地区)	2,673,500 (1,262,423)	32,115 (0)	R36.3	南 足 柄 市	雨坪一般廃棄 物最終処分場	35,000 (0)	0 (0)	未定
相 模 原 市	一般廃棄物 最終処分場	1,235,300 (242,205)	9,299 (1,729)	R19.3		一般廃棄物 最終処分場	40,000 (14,237)	427 (0)	R10.11
平 塚 市	遠藤原 一般廃棄物 最終処分場	233,000 (76,068)	1,165 (39)	R15.9	箱 根 町	第2一般廃棄物 最終処分場	49,000 (13,510)	729 (62)	R9.3
藤 沢 市	女坂最終処分 場	200,000 (107,852)	75 (0)	R25.3	秦 野 市 伊 勢 原 市 環 境 衛 生 組 合	栗原一般廃棄 物最終処分場	175,000 (14,508)	1,541 (820)	R6.3
小 田 原 市	堀ヶ窪 埋立処分場	87,838 (21,998)	0 (0)	R6.3	湯 河 原 町 真 鶴 町 衛 生 組 合	一般廃棄物 最終処分場	77,350 (73,132)	913 (0)	R41.3
茅 ヶ 崎 市	堤十二天 一般廃棄物 最終処分場	186,000 (87,471)	2,195 (580)	R16.3	足 柄 東 部 清 掃 組 合	岩倉処分場	47,700 (4,435)	408 (104)	R7.3
逗 子 市	清掃センター じん芥処理場	55,892 (3,487)	0 (0)	未定	合 計	17施設	9,461,630	158,364	—
三 浦 市	西岩堂埋立地	232,150 (906)	0 (0)	R2.3			(5,280,454)	(3,334)	
	三浦市 一般廃棄物 最終処分場	48,900 (46,486)	397 (0)	R19.3		うち使用中の ものは14施設	9,285,738	158,364	
							(5,267,071)	(3,334)	

(注) 1.網掛けは、当年度埋立実績のない処分場である。

2.横浜市の南本牧第5ブロック及び川崎市の浮島廃棄物埋立処分場は、海面処分場である。

(4) し尿処理施設

令和5年度末現在において、3市4町2一部事務組合が9のし尿処理施設を設置している。その内、9施設が稼働しており、その処理能力は790kl／日である(pp.98-99参照)。

表4-8 し尿処理施設稼働状況総括表

市町村・ 一部事務 組合名	施設名	公称能力 (kl／日)	方式	稼働 状況	市町村・ 一部事務 組合名	施設名	公称能力 (kl／日)	方式	稼働 状況
相模原市	津久井クリーンセンター し尿処理施設	89	一	稼	愛川町	衛生プラント	37	高	稼
藤沢市	北部環境事業所	230	好一	稼	高座清掃 施設組合	高座クリーンセンター 水処理施設	48	一	稼
厚木市	衛生プラント	69	標	稼	足柄上 衛生組合	足柄衛生センター	150	標	稼
寒川町	美化センター	70	高一	稼	合 計	9施設	790	—	—
大磯町	し尿処理施設	50	高膜	稼		うち稼働中施設	790	9施設	
箱根町	環境センター 清掃第2プラント	47	嫌	稼					

(注) 全嫌＝嫌気性消化、好＝好気性消化、標＝標準脱窒素、高＝高負荷脱窒素、化＝化学、膜＝膜分離
 焼＝焼却、一＝一時処理後下水道放流、稼＝稼働、休＝休止
 嫌＝嫌気性消化、好＝好気性消化、標＝標準脱窒素、高＝高負荷脱窒素、化＝化学、膜＝膜分離
 焼＝焼却、一＝一時処理後下水道放流、他＝その他、稼＝稼働、休＝休止